

平成25年第1回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成25年3月5日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月5日午前9時7分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 総 合 政 策 課 長 総 務 財 政 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 経 済 建 設 課 長 監 理 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 恵 治 瓜 生 浩 章 岡 田 仁 大 浦 孝 夫 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 水 谷 隆 英 塚 本 敏 孝 植 田 充 彦 上 田 武 司 今 村 雅 勇 島 野 千 洋
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記	西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 田 中 政 子

町長提出議案
の題目

- | | |
|----------|--|
| 報告第 1 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償額の決定について) |
| 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて(平群北小学校体育館耐震改修工事の変更請負契約の締結について) |
| 議案第 1 号 | 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 議案第 2 号 | 平群町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 議案第 3 号 | 災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について |
| 議案第 4 号 | 平群町町道の構造基準に関する条例の制定について |
| 議案第 5 号 | 平群町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 6 号 | 平群町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について |
| 議案第 7 号 | 平群町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 8 号 | 職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 9 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 10 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 11 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 12 号 | 平群町じんあい処理施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 13 号 | 平群町都市公園条例の一部を改正する条例について |

町長提出議案
の 題 目

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 議案第14号 | 平群町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 議案第15号 | 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 議案第16号 | 平成24年度平群町一般会計補正予算（第6号）について |
| 議案第17号 | 平成24年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 議案第18号 | 平成24年度平群町水道事業会計補正予算（第3号）について |
| 議案第19号 | 平成24年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 議案第20号 | 平成24年度平群町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 議案第21号 | 平成24年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 議案第22号 | 平群町公共下水道4号汚水幹線工事の変更請負契約の締結について |
| 議案第23号 | 平群町公共下水道11・12号幹線工事の変更請負契約の締結について |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 議案第24号 | 平成25年度平群町一般会計予算について |
| 議案第25号 | 平成25年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 議案第26号 | 平成25年度平群町国民健康保険特別会計予算について |
| 議案第27号 | 平成25年度平群町水道事業会計予算について |
| 議案第28号 | 平成25年度平群町下水道事業特別会計予算について |
| 議案第29号 | 平成25年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 議案第30号 | 平成25年度平群町学校給食費特別会計予算について |

	<p>議案第 3 1 号 平成 2 5 年度平群町介護保険特別会計予算 について</p> <p>議案第 3 2 号 平成 2 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別 会計予算について</p> <p>議案第 3 3 号 平成 2 5 年度平群町後期高齢者医療特別会 計予算について</p> <p>議案第 3 4 号 平成 2 5 年度平群町用地先行取得事業特別 会計予算について</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 5 番 植 田 い ず み 6 番 山 口 昌 亮

平成 25 年 第 1 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 25 年 3 月 5 日 (火)

午前 9 時開議

日程第 1			会議録署名議員の指名について
日程第 2			会期の決定について
日程第 3			諸般の報告
日程第 4	報告第	1 号	議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定について)
日程第 5	承認第	1 号	専決処分の承認を求めることについて (平群北小学校体育館耐震改修工事の変更請負契約の締結について)
日程第 6	議案第	1 号	機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 7	議案第	2 号	平群町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
日程第 8	議案第	3 号	災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について
日程第 9	議案第	4 号	平群町町道の構造基準に関する条例の制定について
日程第 10	議案第	5 号	平群町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
日程第 11	議案第	6 号	平群町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について
日程第 12	議案第	7 号	平群町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
日程第 13	議案第	8 号	職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第	9 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第	10 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第	11 号	平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第	12 号	平群町じんあい処理施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 8 議案第 1 3 号 平群町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 平群町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度平群町一般会計補正予算（第 6 号）につ
いて
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度平群町水道事業会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第
3 号）について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 3
号）について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号）について
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 平群町公共下水道 4 号汚水幹線工事の変更請負契約の
締結について
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 平群町公共下水道 1 1 ・ 1 2 号幹線工事の変更請負契
約の締結について
- 日程第 2 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めること
について
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度平群町一般会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度平群町国民健康保険特別会計予算につい
て
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度平群町水道事業会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度平群町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算に
ついて
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度平群町学校給食費特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度平群町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算に
ついて

日程第 39 議案第 33 号 平成 25 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算につ
いて

日程第 40 議案第 34 号 平成 25 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算に
ついて

開 会 （午前 9時07分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成25年平群町議会第1回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、ごあいさつをお願いいたします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。朝夕の寒さも幾分緩み、梅の香りとともに、平群の山々の装いも春の訪れが感じられるきょうこのごろでございます。本日は平成25年第1回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私大変お忙しいところ御出席くださいまして、本当にありがとうございます。

さて、昨年12月定例議会から3カ月が経過し、この間の調整にかかわる主なできごとや取り組みにつきまして御報告させていただきます。

地域の消防活動として1月6日には町消防団の出初式が、13日には生駒南支部の連合出初式が挙行され、新しい年を迎えて、消防団員の消防精神に燃えた雄姿が披露されました。

1月12日には、住民の皆様と行政との協働による安全・安心のまちづくりと地域のきずなを強めるための取り組みとして、ことしで10回を迎える竹あかりの集いが開催され、多くの住民の皆様の参加のもと、中学生から小学1年生、防災ずきんの寄贈が行われました。

1月14日には成人式が行われました。式典では来賓の方々よりお祝いや励ましの言葉が新成人の皆さんに寄せられ、188名の皆さんの輝かしい門出となりました。

1月19日には初めての取り組みとして、平群町地域自主防災連絡協議会の主催により、避難所設置・運営訓練が実施されました。災害時を想定し、避難所の設置、誘導や受け付け、食料の受け入れなど具体的な避難所運営訓練を行い、各大字自治会の皆様、警察や消防、関係機関の御協力により、314名の参加がありました。

次に町内の事務事業の進捗でございます。

まず、土地開発公社の解散に向けた取り組みは、議会においても関連予算や各議案について御理解をいただき、議決、承認いただいたところであります。先般、1月15日付をもって奈良県知事から解散について正式に認可されましたので御報告させていただきます。

平群町第5次総合計画の策定状況につきましては、2月8日開催の全員協議会において説明を申し上げ、議会よりいただいた貴重な御意見を総合計画審議会にお諮りし、計画案に反映いたしました。今後の予定といたしましては、今月末に審議会より答申をいただく運びとなっております。

また平群町の平群ブランドコピーとマークにつきましては、2月18日の平群ブランド審査会で決定いただきました。今後、商標登録などの事務手続を行い、広く発表し、まちの活性化のために活用してまいります。

次に、旧中央保育園跡地並びに西向の土地について、インターネット入札による公売を行ったところ、旧中央保育園跡地が1億8,500万円で、西向の用地が820万円で、ともに予定価格を上回る価格で落札されました。今後、手続を踏んで正式に売買となる予定であることを御報告いたします。

さて、平成24年度も余すところ1カ月足らずとなりましたが、現在、平群町が直面している諸課題について、年度内に片づけなければならない課題については、残された時間でしっかりと区切りをつけ、来る平成25年度から新たなスタートが切れるよう体制を一新し、全職員が一丸となって、この難局を克服し、財政基盤の安定した夢のあるまちづくりに向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。議員各位のより一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

本定例会におきまして上程させていただいた案件は、専決処分の報告、承認が2件、条例制定、改正案件が15件、平成24年度一般会計並びに特別会計の補正予算案件が6件、請負契約の議決案件が2件、人事案件が1件、平成25年度一般会計、特別会計予算案が11件、合計37件の審議をお願いしております。いずれも慎重に御審議賜り、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これより、本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により5番、植田君、6番、山口君を指名いたします。本定例会会期中よろしくお願いをいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から3月15日までの11日間にしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月15日までの11日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

3月5日(火) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

3月6日(水) 本会議(新年度予算総括審議) 午前9時より

3月7日(木) 予算審査特別委員会 午前9時より

3月8日(金) 総務建設委員会 午前10時より

3月9日(土) 休会でございます。

3月10日(日) 休会でございます。

3月11日(月) あいてございます。

3月12日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

3月13日(水) 本会議(一般質問) 午前9時より

3月14日(木) あいてございます。

3月15日(金) 本会議(最終日) 午後2時からでございます。

以上でございます。

○議長

日程第3 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。山口君。

○議会運営委員長(山口昌亮)

議会運営委員会を去る2月19日午後2時から行いました。

案件につきましては、本日から始まりました第1回定例会の議案内容また日程、その他もろもろ内定させていただきました。同時に地方自治法の改正に伴う平群町議会の委員会条例等の関連についても協議をいたしました。

以上です。

○議長

文教厚生委員会の報告を求めます。植田君。

○議会改革特別委員長（植田いずみ）

去る2月19日火曜日午後3時から、文教厚生委員会を開会いたしました。

案件といたしましては、東小学校大規模改修工事についての説明を受けました。

また、2月25日月曜日午後2時から文教厚生委員会を開催いたしました。

このときの案件は、国民健康保険税の税率改正について、総合健診事業について、また新型インフルエンザ対策本部の設置についてということで説明を受けました。

以上です。

○議長

副町長より発言を求められておりますので許可いたします。副町長。

○副町長

私のほうからは一般会計の予備費充用及び平成25年度のエコスタイル実施期間について報告させていただきます。

まずは、一般会計の予備費充用についてでございますが、全部で7件ございます。

まずは、平成24年12月17日付で、旧老人憩いの家売却のため、鑑定委託料に22万3,000円を充用させていただいております。

続きまして、平成25年1月18日付で、プリズムへぐりにおきまして、非常用照明の緊急修繕のため23万3,000円を充用させていただいております。

次に、2月1日付で、中学校視聴覚室エアコンの緊急修繕のため、維持補修工事に99万円を充用させていただいております。

次に、2月13日付で、プリズムへぐりにおきまして、エレベーター制御装置の緊急修理のため、修繕料に20万6,000円を充用させていただいております。

次に、2月19日付で、南小学校2階トイレを特別支援対応トイレに改修するため、修繕料に27万3,000円を充用させていただいております。

次に、2月28日付で、福貴畑集会所の緊急手すり工事のため、補助金に29万8,000円を充用させていただいております。

最後に、同じく2月28日付で、ヤフーオークションに出品いたしました土地が最低落札価格を上回って落札されましたことから、追加手数料が発生したため、手数料に22万1,000円を充用させていただいております。

以上7件で、244万4,000円を予備費から充用させていただいておりますので、御報告させていただきます。

2点目は、エコスタイルの実施期間についてでございます。

平成25年度におきましては、5月1日水曜日から10月31日木曜日まで取り組んでまいりたいと考えております。昨年よりも早めまして実施したいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

私からの報告は以上でございます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

報告を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、報告第1号について御説明申し上げます。

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年3月5日報告

平群町長 岩崎 万勉

次のページをお願いします。専決処分書です。

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成24年11月12日

平群町長 岩崎 万勉

次のページへお願いします。

和解及び損害賠償額の決定について

平成24年10月24日午前9時40分頃、平群町役場公用車駐車場出口付

近において、本町の公用車が停車していた普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1、損害賠償の額 236,500円

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平群北小学校体育館耐震改修工事の変更請負契約の締結について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

承認第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

北小学校の耐震工事でございますが、提案理由のところはですね、アリーナの床の補強不足ということで書かれておりますし、もう一つはですね、確認検査、完了検査においてですね、指導という是正命令ということが出てるということなんですけども、これはどういうことなんですか。設計上の問題なのか、施工上の問題なのか、スペックがそういうものに記載されてなかったのか、設計ミスなのか、そういうことをちょっと御確認させていただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず是正工事につきましてはですね、体育館そのものに対する是正ということよりも、建築確認の際にですね、学校施設の中で、一部建築確認上の不適合なものがあったということで、物置の撤去であるとか、器具庫等々の撤去したようなものでございます。それは体育館そのものにつきましてはの設計ということではなくて、学校敷地内の点在していた、そういった備品的なものでございます。

それから、工事の床の強度不足ということにつきましては、当初は床材を現在の床材というのは、まだまだ使用に耐用できるということで、研磨の作業によりまして仕上げが可能であると。ところが、一部床の中央部分ですね、

テストピースを切り抜きまして調べましたところ、ちょうど床材の縫合部分、継ぎ目部分につきまして、研磨することによりまして、床の反りとか減りとかございますので、一部それをそのまま使用しますと割れるおそれがあるということで、急遽テストピースを取った結果、その部分につきましてのみ床材の張りかえを実施したということで、当初の設計の段階では床材をめくるといふところまでは設計しておりませんでしたので、わからなかったという状況でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

そんな工事は、普通であれば、そんなに追加工事が出るように私は思わないですけども、それとですね、今、体育施設以外、建物以外のところの建物の撤去というのはどういう意味なんでしょうか。不用なのか、それともですね、そういうものがあつたら不適格建築物という指摘を受けてですね、撤去されたのか。その辺の御確認をしたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

開設当初からですね、いわゆる物置ですね。以前の建築確認では特に問題にならなかったようなものが、やっぱりこのごろ建確とかがかなり厳しくなるといふことの中で、竣工検査の際にですね、そういった物置類につきましては、もう撤去すると。新たにそういったものが必要であれば、建築確認を取るように、建物の構造物に変えなければならないということから、そういった物置につきましては撤去したということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ちょっと今、課長、意味がわからないんですけども、建築基準法が厳しくなったと。そんなことは私はないと思うんですよ。扱いについてはですね。以前の建物が、物置が建築確認を出してなかったということでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

当初、建築のときには、そういった物置類は追加で買ってるということで、当初の建築確認は出ていなかったということでございます。だから追加で買っ

たような物置につきまして、建築確認が取ってなかったということから、その是正をしたということです。

○議 長

森田君。

○4 番

ということは、いままでが、ずさんにそういう物置を建ててなかったということですかね。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ずさんと言いますか、そこまでするような認識におきましては、いわゆるヨドコウの物置的なそういった簡易な物置であったということで、そういった認識がなかったということで御理解いただきたいと思います。

○議 長

山口君。

○6 番

素人考えで悪いんですけど、その物置の撤去が何でこれの追加工事のところに入ってくるのか理解できないんですけどね。これは平井建設がやった工事っていうのは、体育館の耐震工事をやってもらったわけでしょう。いまのやりとり聞いてたら、その物置撤去するのに、何でこの平井建設が関係するわけ。そんなに普通に町のほうでやればええことであって、何でそれが追加工事費に入るのか。素朴な疑問として思ったんですけど。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今回、耐震改修工事に当たりまして、建築確認工事を実施いたしました。ところが、工事の途中になりましてですね、その設計してて、最終施工の段階で、この工事の竣工検査を受けるに当たって、そういったことを是正しないと建物そのものの竣工検査が通らないということが判明いたしまして、急遽、関連工事ということで、いわゆる体育館の改修を請け負ってる業者に委託したということでございます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより承認第1号について採決を行います。
本案は原案どおり承認したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり承認されました。
日程第6 議案第1号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第1号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより議案第1号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 平群町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第2号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第2号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第8 議案第3号 災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 平群町町道の構造基準に関する条例の制定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。経済建設課長。

○経済建設課長

議案第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第4号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第5号 平群町移動等円滑化のために必要な町道の構造に
関する基準を定める条例の制定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。経済建設課長。

○経済建設課長

議案第5号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

説明のところで特に指定された道路ということなのですが、何となくわからなくはないんですけどもね、平群町の場合、具体的にどこどこかというのは全部出してもらえますか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

特に指定された道路というのは、とりわけ、その歩行者が集中的に利用されるという、そういった道路という定義でございます。定めるのは国土交通省が定めるということございまして、平群町の場合は、特に指定されたという道路につきましても、ございません。ただ、今回は条例を制定させていただいたというのは、一定、法的には基準は明記はされてないんですけども、努力義務ということもございまして、条例化の上程をさせていただいたということ

ございます。

○議 長

山口君。

○6 番

これは、じゃあ、町が指定するんじゃないなくて、国のほうで指定される一定の基準を満たした道路という理解でいいんですか。町のほうで判断するということは一切ないということですか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

法に明記されてる特に指定された道路というのは、国土交通省が指定されるということでございます。ただ、町道の設計なり計画なりする場合につきまして、歩行者が多いという、そういった判断をしたような道路については、この条例をできるだけ適用させていきたいという、そういう趣旨で考えていったらというふうに思っております。

○議 長

山口君。

○6 番

前提になるのに、条例は作っていまのところ平群町は特に指定する道路はないと。できるだけこういう方向、歩行者の安全とかの問題ですから、そういう方向でいくというのはいいけども、それをじゃあ、どういう基準でだれが決めるのかっていうのが、いまのじゃあ、ちょっとあいまいでわからないんやけどね、国土交通省が決めるって言いながら、いや、平群町が新たに道路するときには、そういうことも勘案してって。でもその場合、例えば新設道路なんかやったら、補助金の問題とかいろんな財政的な問題も出てくるわけでしょう。その辺ではちょっと明確にしとかなないと、法律の中で地方分権の関係で条例化せざるを得なくなったということで条例化して、ただそれだけやと言われれば、それでもいいですけども、わざわざ特にとって書いてるわけですからね、その辺もうちょっと明確にわかるようにしてもらえませんか。この道路だったらと。例えば平群町の場合、今、中学校周辺、私の住んでる福貴団地周辺は通学路ということで歩道が整備され、最近もですね、中学校の西側が歩道設置されましたよね。だから、そういうところを通学路とか通勤の駅周辺の道路を想定してるのか、じゃあ、平群町で、ここはそういうふうにしたいというふうに、それだったら指定して順次やっていく、要望の高いところはやっていくというふうにするのかね。それとは今、話違うけども、どちらにしても基準、これを適用

しなければならぬというの、平群町の要するに原課のほうでここはそういうふうにして、町のほうでこういうふうにしたかったら、これを適用するし、別にどっちでもええわということやったら適用しないという、そういうふうになるわけ。そこがちょっと何かあいまいに、いまの答弁では聞こえるんですけどね。その辺もうちょっと明確にしてもらえませんか。それやったら平群町で基準つくるべきやないかというふうには私は思うんですけど、どうでしょうか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

ただいまの御質問でございますが、定義ではですね、多数の高齢者、障がい者等の移動が通常、徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線の区間を指定したものであるという、こういう定義になっておきまして、具体的な定義の数値につきましては、現段階で把握はしてないんですけども、そのようなことになっているということで、それとですね、先ほど努力義務というふうに申し上げましたが、道路管理者は、その管理する道路の道路移動等の円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるように努めなければならないという、そういった条文もございますもので、できるだけこの努力義務に適合できるような形の道路計画を立案していきたいということでございます。とりわけ、歩行者の移動の多い道路、歩道ですね、につきましては、当然、先ほども説明させていただいておりますが、道路構造令の基準あるいはこのバリアフリーをできるだけそういった形に適合するような形に設計をしていきたいということがございます。ただ、残念ながら、既存道路で構造的に無理がある、そういったところもございますので、その辺のところにつきましては、全体的なバランスも考える中で道路設計につきましては検討してまいりたいと、このようなことで御理解いただきたいと思います。

○議 長

高幣君。

○7 番

ちょっと実例的に聞かせていただきますが、先ほど山口議員も言われてたんですが、今、中学校のところで工事が進んで、ほぼあれ完成したんでしょうね。歩道ができてます。ああいうふうな道路を指して、この条例が決まっているのか。特に福貴団地の場合は、今の中学校からそのまま公民館までおりてくる道路が完全にこの条例に適しているものなのか、この辺をお聞きしたいのと、それからもう1点。前のほうに33条に照明施設というのがあるんですけども、

今、平群町では、駅周辺の道路が整備されていております。その中で駅前ロータリーができ上がりつつあるわけなんですけど、そういうロータリーの中で、今度一般質問でも言いますけれども、あこにバス停ができるわけです。そういうふうな施設についても、バス停に対する照明というのは、この条例に基づいて進めていかなければならないのか。このあたりをお聞かせください。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

まず一つは中学校前路線でございますが、中学校前路線につきましては、歩道ですね、延伸をさせていただいたということでございまして、歩道の有効幅が2メートルということでございますので、これはですね、道路構造令の最低基準をクリアをさせていただいてる幅員で、確保させていただくと。バリアフリー法につきましては、道路構造令をさらに上乘せ基準というか、まだその基準がきついわけですね。だから、そこまでの基準にはなっていないということで御理解いただきたいと。

あと、駅前線でございますが、駅前線につきましては、特にですね、先ほど山口議員の質問もありましたけども、やはり平群町の中で一番歩行者が想定される路線かなというふうに想定しております。したがって、当然その道路構造令あるいはバリアフリー法をできるだけ重視するような形の設計にはなっておるといふふうに理解をしてるんですけども、今後ですね、執行段階でできるだけそういったことも含めて、今回の条例をクリアできるような形の築造を行っていただけるような形をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

高幣君。

○7 番

理解していきたいと思います。ただ、前にもちょっと申し上げたことがあるんです。いまの福貴団地から中学校の道路については、この規格あるいは障がい者あるいはそういうバリアフリーに対してのケアは十分されているというふうに認識しているんですが、今、私、若葉台に住んでおりますから、健民グラウンドからずうっと西のほうへ入って行って、そして信号のところへ出ていく。その間にある歩道については、いわゆる家庭の駐車場、屋内駐車場が出にくいということでカットして車道へ出るようにできると。そこで非常にうねりばっかりが、1軒1軒にうねりが出るわけなんです。そういう道路については、この条例的なところから見たら、やはり改善していく方向性のものなのかどう

か、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

既存道路のですね、改修につきましては、当然その全体的な幅員構成の中での改修ということでごさいます、一定限界があるかというふうに思います。ただ、議員御指摘の段差の解消であるとかですね、そういった部分につきましては、できるだけ解消できるような形で、それは道路構造令の基準に合致できるような形で進めてまいりたいということで、歩道改修につきましては、いまも行っておりますし、今後につきましても継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○ 8 番

32条の休憩施設についてですが、歩道等には適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。このような表現をされておりますが、道路等によく住民の皆さんからもいま、健康のために歩いて行かれる方が多いんですが、道路の幅員にもよりますけれども、このベンチですね。ベンチのことは、よくコミュニティバスの停留所等でもいろんな論議がありまして、規定としてはだめだということをよく聞かれますが、一定置かれています。行政がかかわっておりませんが、置かれていますけれども、この点、どのようにとらえたらよろしいのでしょうか。道路の幅員等のことにもかかわってきますけれども、ベンチ等の設置ですね。これはまた国の指定された道路でないといけないのか、それとも歩行者の多いところでは、これが施行されるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

ベンチ等の御質問でございますが、あくまでですね、道路といいますのは車道と歩道で構成されています。もちろんその歩道のない道路もありますけれども、その道路の機能というのを、まずは最優先に考えていくということでごさいます、当然のことながら、その中で、機能が阻害されない状況の中で必要であれば、ベンチ等は必要に応じて設置をしてまいるというのは、それは別に何ら問題はないと思うんですけれども、ただ、このバリアフリー法の定義の中で、今後のですね、新設道路ですね。あくまでも、道路を新設または改築する場合の

技術基準という、そういうことでございますので、そういう新設する道路の中で検討してまいるということで御理解をいただきたいということでお願いします。

○議長

窪君。

○8番

じゃあ、今、新設だけというとらえ方で、今、私が勘違いしてたのかどうかわからないですけども、じゃあ、既存のものに対しては適用されないというとらえ方でよろしいのでしょうか。再度御確認させていただきます。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

改築というのも含みますので、当然、既存道路を改修して、そういった形の技術基準に適合するような形で、もし、要するに物理的に可能であれば、そういう形で改修していくのは可能でございます。

○議長

繁田君。

○11番

すみません。30条の関係なんですけれども、案内標識というのが規定をされています。この中でですね、視覚障がい者の方たちのための案内の設置ということなんですけれども、交差点の信号機では、音響装置付きの信号機というのが都市部ではほとんど常識になってるんですけれども、平群町では、この音響装置付きの信号機、町内では何カ所ぐらい設置をされてるかというのは把握されているのでしょうか。

それと、全部点検をしていただきたいと思うんですが、現に設置されていなくても、今後必要と認められるところについては、いまの議論の中でもありましたように、つけていただかないといけないと思うんですけれども、その点についてはどのような考えをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

御質問の音響装置付き信号機でございますが、町内に3カ所ございます。場所で言いますと、中央公民館前の交差点、それから平群大橋の交差点。Aコープさん前ですね。それと、緑ヶ丘ショッピングセンターの前の信号機が音響つ

きとなっております。

それから一応、要望としては通常、信号機の設置要望と同じように所管の、平群町でしたら西和警察署に申請をさせていただいて、西和署のほうから県の公安委員会のほうに進達していただくというような手順でございます。

以上でございます。

○議 長

繁田君。

○ 1 1 番

先ほどから駅周辺整備事業に絡んで、駅前線については、当然そういう装置がつけられるであろうということなんですけれども、既存の交差点についても住民要望等を勘案してですね、ぜひ善処していただきたいということは要望しておきます。

○議 長

高幣君。

○ 7 番

先ほど窪議員からもありましたベンチの話なんですけど、新設を基準というふうに課長おっしゃってますので、いま現在ある平群町の町道あるいは町道の歩道部分については、当然、何らかの形で町が管理されているのであろうとは思っています。というのは、バス停なんかによくベンチが置かれるんです。これは高齢者あるいはバスを待つ方に対する一つのサービスと言うんですか、そういうケアのためのものだとは私は思います。平群町内でも路線バスの走ってるのは、基本的に福貴団地の入り口から公民館から福貴団地、そして若葉台、樅台、そして緑ヶ丘というふうに東山ですか、そんなふうに走ってるんですけれども、そこに置かれてるベンチというのは、基本的に町の許可が要るのかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議 長

高幣君。

○ 7 番

ちょっと追加しましょうか。わかりにくかったらごめんなさい。一番簡単な例で言いますと、若葉台ですから、若葉台の信号機のあるところ。上野建材さん、あるいは昔のワイツさんの前あたりのバス停、それから中学校から樅台方面へ走るバス停。いわゆるエヌシーのバス停ですね。そこに置いているベンチっていうのは、一つは企業の宣伝用ですね。それからもう一つは、これはこんなことを言うと、うちの自治体から叱られるかもしれませんが、若葉台の自治会という名前のもとでベンチが置かれてるわけ。置かれることは非常に

いいことなんで、これを除去するっていう作業に入った場合、また住民からは相当な批判が来ると思うんですけども、このあたりのことを言ってるわけです。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

ベンチの関係でございますが、厳密に言いますと、道路法の24条あるいは32条ということで、例えば道路管理者以外の者が行う行為またはその占用行為、そういったものについては法的に許可が要る場合がございます。ただ、実際に永久構造物であるとかですね、その辺のところの度合いにもよると思えますけれども、基本的には簡単に撤去できるようなものについては占用の許可は与えてないというか容認をしてるということでございますし、現に、要するに歩行者が通行するのに支障がないということであれば、要するにそういったそのベンチにつきましても、問題ないものという判断をしておるところでございます。

○議長

高幣君。

○7番

簡単に言えば黙認の形と。いわゆるどちらをとるかと言えば、高齢者とかそういう方々のためのほうをとるということで黙認で進んでるんだとは思いません。また、若葉台のところを走ってる道路っていうのは、歩道が幅員が2メートルの部分の、あるいは4メートル部分のものもありますから、その辺については考え方がちょっと違うと思います。ただ、逆に1メートル強の歩道もありますから、このあたり、町としては黙認で進められてるのであれば、それはそのまま仕方がないと思えますけれども、そういう現況であることを御承知おき願いたいと思います。

○議長

奥田君。

○3番

歩道の縦断勾配について、ちょっとお聞きしますねんけども、既存の西山間部の歩道はたいてい、この5%やとか例外で8%以下ってなってますけど、それよりはるかにオーバーしてると思います。そして、先ほど福貴団地の公民館の裏なんか、おそらく10%を超えてるとちやうかなと思いますねんけども、そういうような今後改良、改善されるときには、この道路構造令に合致しなければ補助対象にならないのかどうか。そういうのをちょっと教えてください。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

まずですね、その縦断勾配の御質問がございましたが、道路構造令といいますのは、道路を新設または改築する場合の技術基準であるというふうに御理解をいただきたいと思います。これにつきましては、道路構造令だけじゃなしに、施工基準であるとかですね、それぞれですね、舗装する場合についてはアスファルトの舗装要綱、または道路の築造する場合については、道路土工施工指針とか、いろんな法律や規則や基準、そういったものを参考にすることで、道路計画あるいは設計をしているという、そういったことでございます。

御質問いただいております既存道路ですね。集落内道路も含めての既存道路については、確かに構造令に合致してないという道路は多数ございます。逆に言うと、構造令に合致してない道路のほうが多いと言っても過言じゃないというふうに思っています。それをですね、構造令にすべて合わしにいくというのは、もう物理的に不可能でございます。したがって、いまの状況の中で、できるだけそれに近づけるような形で行っていくというのが、これが道路管理であるのかなというふうにも思っておるところでございます。いまの質問のですね、補助対象になるか否かという話なんですけども、これまでの、要するに国庫補助金の採択を受けようとするれば、構造令に合致してない縦断勾配については補助対象の採択から外れるという、そういったことがありました。ただ、いまの社会資本総合交付金につきましては、とりわけ舗装とかですね、そういった面については縦断勾配の基準については問わないということで、補助対象の採択はいただいております。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第5号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 平群町準用河川管理施設等の構造に関する技術的
基準を定める条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。経済建設課長。

○経済建設課長

議案第6号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。奥田君。

○3番

河川の堤防にね、樹木を植えるという項目は、この件についても、どのように管理されてるのか。例えば、桜並木とか、よう河川に植えられておりますけれども、前は禁止やったと思います。今後、どのように河川の植樹についてはどういように考えておられるか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

河川堤防の植栽につきましては、河川法に基づく河川占用ということで、とりわけ現在、桜が植わっておるのは竜田川かなというふうに思うんですけども、これにつきましては、県のほうで河川占用の占用許可を発行されておることをございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第6号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 平群町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。監理課長。

○監理課長

議案第7号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

これも、平群町で特定公園施設というものが、どういうものが該当するのかわけ説明いただけますか。

○議長

監理課長。

○監理課長

特定公園施設といいますか、基本的には都市公園で整備させていただいてます街区公園とか、それから北公園、中央公園等が対象となります。この特定公園施設といいますのは、先ほど言いましたように、これらの公園の中にあります園路とか、それから休憩所とか、それから掲示板とか標識とか、そういうふうな形のものが特定公園、公園の中に含まれます特定公園施設ということになります。これにつきまして、新築したりとか改築する場合の一定の基準を今回、町の条例で定めさせていただいたということでございます。

○議長

繁田君。

○ 1 1 番

この条例の中に、野外劇場とか野外音楽堂とかって書かれてるんですが、それはいま、平群町のほうにはないんですけれども、実際に北公園とか中央公園の中で、この条例の基準の対象となる施設っていうのは何か所ぐらいあるんですかね。対象となる施設が何か所ぐらいあって、この基準に合致してる施設、設備は何か所ぐらいあるかというのは把握しておられますか。

○ 議 長

監理課長。

○ 監理課長

対象となる施設というのは、かなり多岐にわたってくるかなと。ここの中にもありますように、通路とか、それから広場とか、そのようなものも対象となります。現在の公園の内容を見てますと、ごく最近ですね、まだ比較的最近整備されました中央公園とか北公園、それから菊美台の中の公園等につきましては、部分的には基準内というふうに思っております。ただ、この基準につきましては多岐にわたりますので、現時点では確定的に報告できる状況ではないということは御理解いただきたいというふうに思います。ということで、この辺につきましてはですね、今後またこの内容も含めまして、いろいろと改築等もする場合につきましては、この辺のところを加味した上でやっていきたいというふうに考えております。

○ 議 長

高幣君。

○ 7 番

これもまた私のそばの公園をちょっと見たらですね、何か傾斜ですね、階段の。このあたりが非常にきついなど。またあるいは長さも長いなど思うのもあるわけなんですけど、一度、そういうふうな、現在ある街区公園について、この条例とマッチしてるかどうか、一度調べていただくのもいいんじゃないかなと。もちろん、それについては町として、その公園が不適正であると言うなら、それはそれなりにまた計画をもって改善してもらおうというふうなことでいいと思いますが、現在ある街区公園について調査するような考えはおありでしょうか。

○ 議 長

監理課長。

○ 監理課長

これにつきましては、ちょっと時間もかかるかなというふうには思います。ただ、これの法の趣旨というのもございますので、より多くの方が利用してい

ただけるような形に変えていくというのが本意ではございますので、また順次調査等もしていきたいというふうに考えております。

○議 長

奥田君。

○3 番

公園の中には園路はたくさんありますけれども、園路ということは、側道にじきに外から見えない、防犯的な、また痴漢が発生するような園路は好ましくないということをどっかで聞きましてんけれども、やっぱり、ほかから透け透けに見える公園は平群町はどういうふうに考えておられるのか、ちょっと。

○議 長

監理課長。

○監理課長

質問の趣旨に沿えた回答かどうかわかりませんねんけども、毎年ですね、植栽等につきましてはですね、剪定等もしております。これにつきましては、あくまでも地域の住民の方の思いというのも含めまして、その中で調整するような形にしております。あくまでも全く見えないようなクローズのような形になりますと非常にまずいというふうに思っておりますので、その辺のところは、うまい形で地域の方とお話し合いしながらやって進めていきたいというふうに考えております。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第7号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思いますますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

10時35分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時20分)

再 開 (午前10時35分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

日程第13 議案第8号 職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部
を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第8号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第9号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

上限を決めるということで、より明確化するということだと思うんですけども、一番下は最低賃金でいくということですか。上限は決めてるんだけど、あと具体的に、じゃあ、こういう場合、町職員の場合は当然、号給表があって、それに基づいてですね、計算されるわけですけども、臨時職員ということで、その場合、いろんな職種ありますから、もちろん職種によっても変わってくると思いますが、より具体的にそういう給料表をつくるということじゃなしに、これ上限決めてるだけでしょう。もうちょっと細かくきちんとつくるということは考えないのかということと、それと、上限決めてるんだったら最低も決めるべきではないかなと思うので、その辺はどのように考えておられるのか、もう少し説明いただけますか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

今回、条例のほうでは上限を設定して、もちろん最低賃金については、それ以下になることはないんですけども、具体的な職種ごとの臨時職員さんの賃金の額については、規則の中で個々に具体的に定めるっていうふうにしております。

○議 長

ほかにございませんか。井戸君。

○1 番

これは条例主義で、これはこれでいいと思うんですけども、上限ということなんですけども、ちょっと気になったのが、今さらなんですけども例えばよく

出てくる、この前でも17万から、月額ですか、16万に下がってますけども、これってというのは、どういう基準で定めているのかっていうのをちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

先ほども申しあげましたように、臨時職員さんの個々の職種ごとの賃金の額については規則で定めてるんですけども、その金額につきましては、当然、いわゆる相場というか賃金相場や近隣の市町村との均衡というふうなことを基準にして決定しています。

○議長

井戸君。

○1番

基準というのは、それは役所同士でということですか。それは民間も含めてということでしょうか。簡単で結構ですけど。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

主には役所を参考にしてますけども、当然、町内の民間の事業所なんかのことも参考にしながら決めております。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第9号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正
する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第10号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第10号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第16 議案第11号 平群町立国民健康保険税条例の一部を改正する
条例について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第11号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

この条例改定、減額、安くなるということで加入者が非常に喜ばれることだと思うんですけども、当然、この条例が出てくる背景というのがあるわけですが、決算の状況ですね、どのようになっているのか、まずお示しいただけませんでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

決算の状況と申しますと、二十何年度のことですか。

○4番

24年度見込みがある程度わかった上で、この条例改定案が出てきてると思うんですけども。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

24年度決算見込みでございますが、歳入歳出の差引額で申し上げますと、9,900万。約1億弱でございます。それから実質単年度収支で申し上げますと、約6,100万程度ということで思っておるところでございます。

○議長

森田君。

○4番

9,000、1億近くの繰り越しがあつてですね、基金が1億5,000万ということで、約2億5,000万ぐらいのお金が財布の中に残るというふう聞いておりますんですけども、そうしますと、この改定をすれば、どれぐらい影響が出るんでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

調定額で申し上げますと、約4,800万程度でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

4, 800万ということは、2億5,000万、25年度ですね、どれだけ決算を残るかわかりませんが、そうしますと、まだまだ余裕があるというふうに理解していいんでしょうか。財政的にですね。会計的にですね。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

余裕がまだまだあるかどうかというお尋ねでございます。そのあたりは非常に難しい財政運営かなというふうに思っております。医療費の伸びがどのぐらいになるのかということもございまして、そういったあたりも勘案しながら、今回この改正を提案させていただいたということで御理解のほどよろしく願いいたします。

○ 議 長

山口君。

○ 6 番

均等割と平等割で引き下げられるということで、全世帯に引き下げが行われるということで、これはこれで非常に喜ばしいことだというふうに思うんですが、ちょっと基本的なことで聞きたいんですけどね、4,800万って今おっしゃって、調定額ですけども、この根拠ってというのは何かあるんですか。まずそこを説明していただけますか。4,800万にした根拠。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

4,800万にした根拠ということでございます。先ほど森田議員さんからの質問にもお答えを申し上げましたが、決算見込みで約6,100万程度の歳入の超過になるということでございます。それで、4,800万ということでございます。約5,000万というふうに考えていただいたらいいかなと思いますが、当然、12月議会でもお話しをさせていただきましたし、また、議員さんからの御要望もいただきました予防費も含めまして、大体その中でおさまるぐらいの金額でということで今回、条例の見直しを提案をさせていただいたということで御理解のほう、よろしく願いいたします。

○ 議 長

山口君。

○ 6 番

新年度予算でも、当然、この条例が可決するものとして、引き下げるものと

して予算組んでますから、そこでもうちょっと詳しい議論はさせていただきますけれどもね、この間、まだ24年度については決算見込みで、単年度6,100万ちょっとの黒字と。実際どうなるかは、もちろんわかりませんから、そのことは言いませんが、それがそのままいくとすればね、この間の議論、じゃあ、ちょっと数字間違ってるので訂正しておきますが、約2億9,000万の剰余金ということになるんです。国保税ね。今度5,000万程度の引き下げ。来年度、新年度予算を見ると、収支で3,500万ぐらいの赤字になる。単年度収支だけで言えばね。赤字になる予算組みだというふうに思うんです。それでいくと、基金というか剰余金で減るのは、同じく4,000万程度、3,500万なんですけれども、その程度なんでね、それでいっても2億5,000万以上の金がいまの予算上はですよ、余る。いまの決算見込みと予算上は2億5,000万の剰余金が来年の3月31日でも、それぐらいになるという見込みを町当局の予算としたら立てられてるわけです。それならばね、いま、森田議員からもありましたけれども、当然、これ、過般の厚生委員会では、実際どうなるかは別にして、27年度からでしたか、県単位の、都道府県単位の広域っていう話も当然ありますし、そういうことも考えればね、要するに一番いいのは、会計がとんとんになって終われば、もし終わるとすればですよ、いいわけですから、その辺で言えば、来年、新年度は25年度ですけれども、もうその次の年の話までするのは変な話ですが、その会計、来年いまごろの国保会計の状況によっては、当然、住民に余った分は還元するっていうのが基本的な私は考え方だと思うんで、その点について、いまから聞くのは何ですが、どのような考えを持っておられるのか、これはもう水谷課長というより町長にお答えいただきたいんですが、町長として基本的にどのように考えておられるのか、その辺の剰余金があった場合にですね、住民に基本的には私は還元するべきだと思いますが、町長としては、その辺どのように考えておられるのか。ここではその一言だけで、あと詳しい話は、また予算委員会のときにやらせていただきますので、それだけ答えていただいけませんでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

25年度予算の大体決算見込みが出る、そのときに、剰余金が出たらどういうふうに考えておられるか、こういう質問でございましたか。

非常に仮定の上に仮定がなっておるかなというふうに思うんですが、決算見込みを出すときにも少しお話しをさせていただいたかなというふうに思いますが、医療費の増高といいますのは非常に難しいところがございます。これは何

度もこの本議会のほうでも申し上げておりますが、そういったことも含めまして、どういうふうになるかというのは全くわからないということではございませんが、先ほど山口議員さんからのほうもお述べのように、いまのところですね、一応3,000万程度の繰入金を見させていただいて財政運営をさせていただくということを予定をいたしておりますので、ちょっといま現時点でどういうふうになるかっていうのは、そしてその結果、国保税の税率についてどうするかという、そういうことをちょっといまのところ答えるのが大変難しいのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

私は別に何も仮定の話は仮定の話ですけど、現にいまの決算見込みを入れた時点でね、2億9,000万、正確には2億8,990万になるわけですけども、それだけの金が国保財政で言えば余ってるということなんですね。これはもう厳然たる事実なんですよ。過去の話はいいませんが、そういう中でですよ、来年度の予算組みを見れば、もうちょっと詳しく言うんですけど、いま、課長もちょっとおっしゃったように、基金の取り崩しが3,440万でしょう。ほんで繰越金が1,000万。これがだから当然、繰越金1,000万あるかどうか、まだわかってないのに予算組んでますからね。これがある意味、未確定財源ということになるんですが、一方で予備費616万ありますから、これを差し引けば3,800万円程度の単年度の実質収支が赤字になるという予算組みなんです。予算ですよ。いままで予算では、過去、未確定財源、何回も組んで、全部黒字になってますからね。20年度以降は。そういうことも含めて、もちろん医療費のことしかわからんと言うんですが、この前、わからんと言いつつ、何とおっしゃいました。20年度のときは。前期高齢者交付金については、非常にいいかげんな答弁をされた。この前の厚生委員会ですよ。そのことはまた言いますが、だから、私はそんなことを言ってるんじゃないで、政策的に、これだけの金が余ってるんだから、当然、予定どおりいかどうかは別にしてですよ。この予定どおりいったって、まだ2億5,000万の金が余るわけですから、当然、それが住民に還元する、還元するというのは、当然加入者に対して税金を安くする。現金で返すというわけにはいきませんから、だからそういうことを考えるべきではないですかと。その点どう思われますかというのを町長にお聞きしてる。だから、当然、結果出て、3億の赤字になりましたということになれば、当然引き下げなんかできませんよと、それはそうなるでしょう。だからいまから幾らになるというのを言えと言ってる

んじゃないくて、いまの予算、町がつくられた予算ですよ。私が言ってる予算じゃないからね。町がつくられた予算ではこういうふうになりますよと、予算どおりいけば。その場合、まだ2億5,000万余ってるのを、そうなった場合、当然政策的に加入者に返すべきではないかと、こういう話をしてる。その点、町長、私はそう思うけれども、町長はどう思われますかって聞いている。それを答えてほしいだけですから。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

25年度で剰余金がそれぐらい出たらというお話でございました。一つはですね、当然、いまおっしゃってるように、24年度の決算見込みをもちまして、当然、来年度へ持っていくわけですが、ここ数年ですね、もちろん金額はわかりませんし、そうなるかどうかもわかりません。こういう前提でお話しをさせていただきますが、国とか県に対する返還金は何千万単位で発生しておるといこともございます。それと、これは何度も申し上げておりますが、当然ですね、どういったことで財政需要が急に出てくるということがあるかもしれない。これはどういう例になるかという、なかなか推測しにくいことですが、医療費の増高が出てくるということですが、そういうことに対しまして、基金のある程度一定の金額が必要ではないかというふうに思っておるところでございます。そういうことも勘案いたしますと、なかなか、いま、ここでどうかというのはお答えがしにくいところでございます。

○議長

山口君。

○6番

そんなこと聞いているんじゃないんです。また還付金の話でしょう。この前、ちょっと細かいこと忘れちゃったけど、私が還付金の話したら、そんなことは全く答弁しなかったのに、突然、私が2億5,000万、いまのままやったら余る予算になってるやないかと言うたら、還付金は何千万てありますからって、毎年出たり、本当は入る、逆にもらう場合のときもあるんですけども、この間平群町の場合は、どっちかという8月に返していったというのが実態は実態です。でもそれで、思い出した。この前だから、課長が、12月の議論やったと思いますけれども、引き下げの話あのとき、あのときしたときは、あれは議員提案でしたときの議案でしたけれども、あのときに、あなたはね、毎年の黒字額が、例えば21年は1億1,600万。その次の年は2,800万。その次の年は何千万ってでこぼこがあって、でこぼこがあるから、その辺見通

せないんで、何とも言えません。私、その答弁聞いて、そうじゃないでしょうと。還付金も全部計算して、きちんとその年度を取支していけば、1年目は8,000万。20年度は8,000万。21年度は6,000か7,000万。そんなにでこぼこないでしょうと言ったときに、全く答えなかったんですよ。自分らの都合のええときだけ還付金の話持ち出すんだ。答弁、ずっと自分の答弁、あのね、健康保険課の水谷課長の前の瓜生課長のときでもいいですわ。ずうっと答弁見てごらんささい。もうその時々、自分たちの都合のええ話ばかり。私はね、別にそれが住民に被害が及ばないんだったらええですわ。増税して被害上がってるわけですよ。被害というか、要するに負担増になってるわけですよ。それを一日も早く、それで出た黒字は住民に返すというのが私は当然だという立場で物を申し上げてるんであってね、理事者側はとにかく金さえ回ればええ。それは基金なんて何ぼでも多くあればあるほど運営しやすいわけですから、それは楽でしょう。払うほうの住民の身になってくださいよ。そこをいつも言ってるんですよ。もうここではもうこの議論はしたくないですけども、とにかく都合のええ答弁ばかりするのはやめてください。この議会では、予算委員会ではそのことはもっと言いますけれども。私は町長にとにかく答えてほしいんです。答えてくださいよ、さっきの質問。答弁になってないじゃないですか。できないんやったらできないって言ってくれたらいい。

○議長

町長。

○町長

現在ですね、24年度の決算見込みをもとに今回、条例改正をお願いしとるわけでございまして、その先のですね、まだ25年度の決算予測も何もない段階で、なかなかその御質問には答えにくいと。まして、平成27年の統合という話も、一応そういう方向に向かっているわけでございますが、それで確定したわけではないと。非常に不確定要素がたくさんある中で、いま御質問にはなかなかお答えしにくいということでございます。

○議長

山口君。

○6番

これで最後にしときます。もう答弁いいですけどね、あのね、上げるときはね、自分たちの予測正しいというふうに予算でして上げといて、下げるときは自分たちのつくった予算でもこんだけ金余りますよ。町当局がつくった予算ではこんだけ余りますよって言ってるのに、そんな不確かなことでは答えられない。これは本当に私はずるい話やというふうに思いますよ。それこそ住民から

見れば、ずるい話。当局からとれば都合のええ話。こういうことは指摘しておきます。もう答弁は結構です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。山口君。

○6 番

当然、賛成はします。ただ、一言言わせてください。

あのね、本当に、いまの私、質問、本当はね、何も言いたくなかったんです。でもいまの質問に対する答弁聞いてるとね、反省がないんですよ。そもそも20年の値上げが間違ってたということでしょう。この間の国保会計の決算をずっと見れば。この前の厚生委員会でも乏しい情報で上げた。特に前期高齢者交付金について、5,000万しか予算組まなかった。しかし実際は4億9,900万入ってきた。こんなおいしい話はなかったって、こういう答弁じゃないですか。こんなおいしいものがあるとは思わなかった。情報を自分たちがちゃんとよう集めずにですね、隣の斑鳩町では、ちゃんと5億以上の予算を組んでましたよ。私がおかしいことを指摘しても、結局それには乗らずに、ほかの項目であと3億ぐらい組んであります。だから前期高齢者交付金については3億5,000万組んでありますと言ったんじゃないですか。ほんで、そのときの賛成討論にも、それはもう理事者とは関係ないですけども、要するに不確定な、不確かな中で無責任な予算は組めないって、こういう話やった。だから値上げ仕方がないということで賛成討論された。賛成のほうが多くてこれは通ったんです。その後、20年度から24年度まで、この5年間の決算がさっきちょっと議論したようなもんがあるんでね。さっきも言いましたが、不確かなことで値上げしといて、ほんで今度一方不確かなことで不確かだと言って答えられないと言う、そこがね、私は非常に問題やと思う。そういう点から言えば、もちろん議会、私自身も含めて、議員も反省しなければならぬかわかりませんが、理事者の方々もきちっとね、住民の生活にかかわる問題ですから、そのことはきちっと反省してですね、反省した上でやっぱり今後のことは考えるべきだというふうに思う。だから、この国保会計の5年については、きちんと教訓を引き出して、ほかの会計にも影響するかもわかりませんが、そ

ういうことも引き出してですね、やるべきだというふうに思いますんで、この点はしっかりね、教訓にしてもらいたいということを指摘してですね、この条例の一部改正案にはですね、賛成いたします。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第11号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号 平群町じんあい処理施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第12号について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第13号 平群町都市公園条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。監理課長。

○監理課長

議案第13号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第13号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 14 号 平群町下水道条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第 14 号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第 14 号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 15 号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第 15 号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第15号について採決を行います。
本案は、原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第21 議案第16号 平成24年度平群町一般会計補正予算(第6号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第16号 提案理由説明

○議 長

はい、御苦労さんです。これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○5 番

8ページの町外保育の部分で、この補正で町外保育を受ける子どもたちが現在何名になるのかっていうのが一つと、それと、町内ですね、2保育園で入所というか定員にまだ余力があるのは、どこの保育園、何歳児とかいうのがわかれば、ちょっとそこら辺も教えてもらいたいです。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

当初19人ということで町外保育を想定をして予算措置をしております。年度末現在で、29人に、10人増加をしているという現状でございますので、

今回はこういうことで補正をさせていただいた次第でございます。

町内の保育園でいま現在あいているところということですが、年齢別ははっきり把握しておりませんが、南保育園のほうは若干あいております。

○議長

植田君。

○5番

10人、当初より増えたということ。ということは、町内の保育園では、この増えた10人、年齢で何歳児かっているのはあるとは思いますが、それが町内の保育園ではもう定員がいっぱいで入れないから町外のほうに回ったと、そういうふうに認識でよろしいですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

基本的には、町外保育を希望される場合については、確かに議員御指摘のとおり、年齢別での定数ございますので、入所が非常に困難、年度途中で困難やという方も含めてございます。しかし、もともと転入されてきたり、あるいは仕事の関係での通勤経路等の関係も含めてございまして、町外の保育園に入園を希望されるということの意向を受けて、町外保育を委託してる次第でございます。

○議長

ほかにございませんか。森田君。

○4番

一般のところですね、光熱水費が増えておりますですね。これは、私が、6月ですか9月ですか、一般質問のときに、削減をしておるということと言われてたと思うんですよ。これは使用量が増えているのか単価が増えているのか、斎場の分はですね、歳入が増えてですね、当然理解できるわけですが、節電、節電と言いながら、こういう電気料金が水か、ちょっとわかりませんが、どういう内容になっているのかお教えいただけませんか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

光熱費の増につきましては、主にかというか、ほとんど電気代の増です。内容につきましては、もちろん、いまも申されましたように、町として、できるだけ節電にというふうにならずにとり組んでおりますけれども、よく言われました22年度との比較で言いますと、もちろん減っているんですけども、量は昨年、2

3年度に比較しても若干伸びてると。使用量と料金との関係で言いますと、料金の値上がりというようなのもありまして、補正予算をする必要が生じたということでございます。

○議長

森田君。

○4番

そうしますと、使用量が増えてですね、単価が上がっていると。ほかのところはどうなってるんでしょうか。ほかの部門でですね、当然、単価が上がってるのであれば、当然、ほかの施設でも光熱水費、電気代が増えるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどのように考えたらいいんでしょうか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

先ほどの説明で、もう少し加えますと、電気料金で約72万円の不足が見込まれるというふうなところでございます。これは一般管理費のほうなんですけども、各施設のほうでも同様に、やはり電気代の単価等の値上がり等も含めまして、ありまして、不足傾向があります。これらについては、大きなものについては当然補正予算で上げたりしてはありますが、少額のものにつきましては、予算流用、予算の中で流用できるものは流用してというふうな対応でしております。

○議長

森田君。

○4番

わかりました。節電に努めていただきたいというのは、もうこれはですね、社会的な問題でございますので、これはお願いしておきます。

18ページですね、農林水産業費の中ですね、3番の農林業振興費の中のため池の整備というふうに聞いておりますんですけども、181万6,000円、その他負担となっておりますが、これは地元のどこの負担になるんでしょうか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

地元負担につきましては、ため池の負担じゃなしに治山事業の地元負担ということで、治山事業ということで、先ほども説明がありましたけども、信貴畑の丸尾地区で山崩れが起きました。そこの民家の方の山であるということがあ

りまして、負担につきましては、その方が負担をしていただくということで進めておるところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

わかりました。よろしく願いいたします。

それとですね、国からの手厚い補助金、交付金が出てるわけなんですけども、ちょっと間違ったら失礼になるかと思うんですけども、住宅の整備についてもですね、補助金、交付金が出ておるようなことを聞いておりますし、あわせて観光振興についてもですね、平群町にもそういう交付金がされるというふうに聞いておりますが、その辺のことはどうなってるんでしょうか。おわかりになってるんでしょうか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

住宅や観光に対する補助金の措置という御質問なんですけども、今回の一応補正で主に上げさせてもらってるのは、道路橋梁とか通学路の交通安全とか駅周辺整備事業や下水道事業の関連で上げております。その議員おっしゃっておられる住宅や観光の補助金というのは、ちょっと改めて確認させてもらいますけども、今回の補正の中では、ちょっと確認できないんですけども、もう一度改めて確認させていただきます。

○議 長

森田君。

○4 番

私の手元資料ではですね、奈良県地域の住宅等の整備計画で、県内で3億何がしかが平群町も含めておりてるというふうに聞いておりますし、それは間違ってるならごめんなさい。それと、県北部の観光振興と地域の魅力創造ということも補助金があるようなことも聞いておりますので、あれば有効に利用していただきたいというふうに思っております。答弁結構です。

○議 長

窪君。

○8 番

今回、平群町一般会計補正予算は2億8,999万円の大きな増額補正であります。皆様も御承知のとおり、自公連立政権の緊急経済対策の今回補正ですね。24年度補正13兆円と、また本年度本予算と合わせた15カ月予算と

の考えでの切れ目のない景気経済対策を講じていくねらいがある中での今回の24年度の補正を平群町で活用されたものがたくさん入っております。特に、国民の命と暮らしを守る対策が盛り込まれたのが大きな特徴であることは御承知のことだと思います。中でも、この緊急経済対策として公明党が提唱してまいりました防災、減災、ニューディールを踏まえ、震災復興・防災対策として、約3兆8,000億円が計上されております。大規模災害に備え、トンネルや橋、道路などの社会インフラの点検や保守を推進するほか、地方自治体が管理する社会インフラの老朽化対策を促すため、使い道を防災関連に絞りました防災安全交付金が創設をされております。ほかにも、学校の耐震化や、いま、おっしゃっていただきましたが、通学路の安全対策なども行われております。三つの柱ということで防災のそれが1番ですが、2番目として成長戦略として、iPS細胞の再生医療の実用化に向けた支援、省エネ対策、また暮らしの安全、地域の活性化では若者の雇用やら70歳から74歳までの医療の窓口負担1割のまま据え置くことや、いじめ対策などの予算が多く盛り込まれております。

前が少し長くなりましたが、そこで、19ページですけれども、19ページの土木費の道路新設改良費、補正額が1億を超える補正額。今回、平群町の補正の中では一番大きいものではないかと大変喜んでおります。国の補正予算を活用された一番大きいものではないかと思っております。特にこの委託料、測量設計委託料680万、調査委託料2,378万、工事請負費の7,120万ですが、この町道の老朽化道路ストック事業としての総点検や道路補修だと思っておりますが、具体的なこの道路やトンネルですかね、の総点検の内容と、それから今後の総点検の流れの御説明をお願いをしたいと思います。それから、維持、補修の7,120万の分ですが、具体的な内容もお示しをいただきたいと思っております。また、地方負担額の扱いにつきましても御説明のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、何点か質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

道路橋梁費の道路新設改良事業費の委託料、委託料の中で一つは測量設計委託料、一つは調査委託料ということで、御質問いただきました道路ストック総点検につきましては、調査委託料の2,370万円を計上させていただいてるということでございまして、内容としましては、ただいま議員が述べていただきました日本経済再生に向けた緊急経済対策の、この一貫の事業のメニューでございまして、これはですね、一つは老朽化対策のメニューということで、老朽

化によりまして危険が生じているトンネル、橋梁、河川、道路等の社会インフラの総点検を速やかに実施し、緊急的な補修など必要な対策を講ずると。こういった趣旨で実施するものでございまして、奈良県下のほとんどの、一つのまちがしないというふうに聞いてますけども、ほとんどのすべての市町村が実施をするということで、メニューは社会資本整備総合交付金の効果促進事業というメニューで実施するということとございまして。内容でございますが、当然、これ、平群町の全路線、一級路線、二級路線、その他路線、全体で1, 225路線という路線がございまして、すべて対象にしておるところでございます。

調査内容でございますが、路面性状調査、舗装長寿命化計画ということで、まず一つは路面の状況調査を行うということで、それに合わせて舗装の計画を立てるとというのが一つ。路面下空洞調査ということで、これも機械を使いまして、要するに陥没があるか否かというところの調査を行うという調査でございます。それと最後に、トンネルの詳細点検という、その項目も計上しております。トンネルについては、平群町は一つ、櫛原トンネルでございます。そういったことを含めて2, 378万円の予算を計上しているということとございまして。

続きまして工事の関係でございますが、工事請負費は7, 120万円。これも先ほど申し上げました緊急経済対策の一環の事業メニューを要望するということとございまして。メニューは社会資本整備総合交付金ということとございまして、補助率は55%でございます。そのですね、事業の中で、いろいろと細部にまたがっております。大きく社会資本整備総合交付金ということとございまして。

内容でございますが、まず舗装はですね、3路線。西山麓線以下、四辻路線、中央北循環路線の舗装工事。それとあとはですね、緑ヶ丘循環路線の歩道改修ということで、これは北小学校の玄関ですね、前の道路の歩道改修ということで予定しております。それとあと、西山麓線の照明施設。これは櫛原トンネルの中の照明が現在老朽化しております。LEDに切りかえるという工事でございます。それと最後に、通学路の関係の交通安全対策ということで、四辻路線の拡幅工事も予定をしておるところとございまして。

工事につきましては以上でございます。

○議長

長
窪君。

○8番

詳しく説明していただきまして大変ありがとうございます。

まず、やはり老朽化対策として、公共事業はばらまきだという御批判もあり

ますが、今回の公共事業は全く違いますのでね、命を守る公共事業という観点で、一番の違いであると思います。そのための総点検をすべての町道でやっていただくということですので、それと通学路の四辻路線のものも入ってありました。緊急点検、昨年やっていただきまして10カ所ありまして、4カ所が危険だということで、一つ四辻の部分が入って拡幅ができるということで、大変よかったなと思います。

それで、すみません、もう一度、再度お聞きしたいんです。1, 225路線すべての路線ですが、総延長は何メートルですかね。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

一級路線が15路線、二級路線が22路線、その他路線が1, 188ということで、路線数の数でいいますと1, 225ということでございます。延長がですね、そのすべて合計しますと、約ですが、291キロということになってございます。現在ですね、道路ストック総点検につきましては、全体の町道の台帳の中から、すべての町道を対象にすると。そういったことで、現時点ではそのように思っております。ただ、当然、その町道の中でも幅員の狭いところ、舗装の未舗装のところ、そういった箇所はございますので、その辺につきましては、実施段階の中で精査をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。大変厳しい財政状況の本町にとっては大変ありがたい国からの財政措置であると思います。今後、総点検を実施していただいて、それを踏まえてね、やはり傷みの少ないうちに修繕、舗装していただいて、長寿命化に取り組んでいただきたいこと、お願いします。

それからですね、今回、国の補正予算、先ほども冒頭述べましたが、たくさんおいております。交付金も合わせまして。安心・安全交付金等々も合わせましてですね。本町の、この国の補正予算を活用しました、その内容と総額について御説明のほど、よろしく申し上げます。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

今回の一番大きな特徴であります国の補正予算、これ、15カ月予算とかが何

か、スキームとなっておりますけども、平群町でどう活用したかという御質問だったと思います。

まず大きく分けて、防災安全交付金ということで、先ほど話出てました道路橋梁費の維持補修工事費等を中心に予算化してます。これは事業費ベースで約7,400万です。これについては国庫補助があって、その補助裏を補正予算債、これも今回非常に有利な措置なんですけども、補正予算債でほぼ100%見ていけるということになってます。

それから、二つ目に通学路の交通安全対策の話がありました。これにつきましても、安全対策としての道路橋梁費の調査委託料ということで、事業費ベースで2,378万円を予定しております。これも補助事業として対応して、その補助裏を起債対応していくというふうな形になります。

それから緊急経済対策ということで、駅周辺整備事業を前倒しして、今回の補正の乗っけていくというふうなことで、その分については約4,700万程度の事業費を見込んでます。その半分は社会資本整備補助金の国の補助金。それからその補助裏につきましては、町債で補正予算債を起債するというふうな予定です。

それから、同じく駅周辺整備事業で区画整理負担金として、駅周事業に対する負担金2,200万円を組んでます。

それと下水道事業費で、事業費ベースで1,600万円。これについても2分の1は補助金、2分の1は補正予算債でということで、総事業費で言いますと、いま申し上げましたようなことを、全体で総事業費ベースで1億8,000万程度、そのうち補助金が8,500万程度、町債起債のほうで7,500万程度っていうふうな、そんな全体スキームになっております。

○議長

窪君。

○8番

大変ありがとうございます。約1億8,000万が今回の国の自公連立政権の緊急経済対策で平群町に財源がおりてきたということが明確にお示しをいただきましたが、ほかにも、13兆円ですので、たくさんのこういう補正予算がおりてきてるんですけども、例えばですね、学校の耐震化、またそういう非構造部材の耐震化等々もおりてきているんです。これは一例ですけども、私はまだまだ、今回の道路の分、通学路、この関係は大変、よくぞここまでとっていただいたなと思っております。しかしですね、これでいいものかなというのは少し疑問に残ります。国の補正予算を見ましたら、たくさんのメニューがあるんですが、この点、どのようにお考えでしょうかね。これで十分だと思わ

れておりますでしょうか。それとも国が補正予算が成立し、その前に1月半ばにそういうメニュー等々がおきておりますが、補正予算が2月の末に成立しましたけれども、大変職員の皆さんは精査してするのに大変御苦勞をされておられると思います。それは他の自治体でも同じではないかと思うんですけども、もっとこの補助のメニューをとることができたのではないかと私は考えるんですが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

これは非常に短い期間の中で事業化を構成していかなければならないという作業でありまして、非常に短期間で苦勞したと言うたらしめたんですけども、できるだけのことをできるだけ、町も財政難ですので、国から有利なものがあれば乗かってというふうなスタンスで関係するような課のほうには財政担当課としては情報発信して、できるだけ乗かってくれるようなことを発信して、最大限やったというふうなところですよ。ただ、まだ何とか盛り込める要素があったんやないかなというふうなことにつきましては、そこらについては、ちょっと考えてみる余地はあるのかなとは思いますが、町としては最大限もらえるものはもらうというか、利用できるものは利用していこうというふうなスタンスで臨みました。

○議長

窪君。

○8番

大変しつこくて申しわけないんですが、交付金もですね、やはり自治体がきちんと計画を立てないと、交付金はいただけないと。計画を立てて初めて国から申請をしてお金が入ってくると。こういうシステムですよ。やはり計画を立てるところからね、私も一般質問させていただきます。今回、これ総務委員会に付託をされてると思いますが、委員ではありませんので、ここで言わせていただいているんですけども、やはり一部ね、一例としてですね、担当課を何も責めてるわけじゃないです。一例として聞いていただきたいの、やはり学校のね、非構造部材の総点検。昨年12月にも一般質問させていただきました。そのときはメニューがないからということで、探しますということをお答えいただきましたが、私も国、国会議員と連携とりましたら、総点検の費用はすべて社会資本整備総合交付金で賄える。去年の6月に決まっていたということがわかりました。ただ、担当課も御努力していただき、県やら庁内で連携とっていただきましたが、そのときに、社会資本整備計画の中に盛り込めるかと言われ

ましたら、見直しはできないみたいな言い方をされたように私は受けとめております。しっかりと、やはり計画を立てていただきましたらね、あ、こういうメニューはこれを活用できるということがね、すぐ反応ができるんですよ。でも、財政が厳しいから計画まで立てられないということではね。ですから、今回防災の計画を、いま立てていただいておりますけれども、やはり財政が厳しいということだけですべてを置いていただくというのは、住民にとったら大変不利益になると思います。非構造部材の件も一般質問させていただきますが、やはりですね、財政が厳しいがゆえに積極的に国の制度を活用することで、本町の地域の経済の活性化を促進させることができると思うんですが、この点、岩崎町長、どのようにお考えでしょうか。過去のことは結構ですので、これからのですね、やはり財政厳しいまちだからこそ、意識をね、持っていただきたいと思うんですが、御決意なり、やはり町長、リーダーですので、お願いしたいと思います。

○議 長

町長。

○町 長

当然のことだと思います。平群町に必要な事業につきましては、国の補助金、交付金を活用するように常に督促をしているところでございます。今後におきましても、そういった方向で各担当課に指示を出していきたい。しかしながら、やっぱり一定の起債なら起債、一般財源、使う必要もございますので、そこは慎重に取り組んでいきたいというふうに思います。

○議 長

窪君。

○ 8 番

町長がそのようにおっしゃってくださいましたので、今後、自公連立政権になりまして、ばらまき批判はありますが、しかし、やらなければならない、命を守るための政策はたくさん盛り込んでおりますので、いままでのものとは違いますので、しっかりと国の予算を活用できるように、今回1億8,000万近く入れていただいておりますけれども、しっかりと活用していただくようお願いを要望をしておきたいと思います。

○議 長

森田君。

○ 4 番

道路に関しましてですね、短期間にこれだけお金を使うわけでございますので、きっちりですね、管理というんですか、チェック体制だけはとっていただ

きたいと。具体的に申しますとですね、西宮のほうでですね、中田の散髪屋さんからですね、南保育園へ行く間ですね、3年前にオーバーホールをされたと思うんですね。私は見ましたところですね、もうはげてて路盤、オーバーホールしとったのがはげてきると。これは設計、スペックが悪かったのか施工が悪かったのか、重いものが、トラックが通ったのか、それはわかりません。それはきっちりですね、そういうチェック機構を働かせて、そういうことのないように、あわせてそういうところを見つければ、すぐに補修していただきたい。といいますのは、あの箇所は南保育園の保護者の方が自転車で通園されてますので、その辺のことはですね、どういう原因か私はわかりません。スペックが悪いのか管理が悪いのか使い方が悪いのかわかりませんが、オーバーレイのですね、やはり問題があるというふうに指摘だけしておきます。

○議 長

井戸君。

○1 番

先ほどもちょっと話出てるんですけども、19ページの土木費の道路橋梁費の道路維持工事の件なんですけども、ちょっと三つほどお聞きしたいんですけども、まず、先ほど話に出ました緑ヶ丘の小学校の横を歩道を直すという話をちらっとされてたんですけども、ちょっと気になったのが、その前に緑ヶ丘のど真ん中といいますか、真ん中にあるショッピングセンターからずっと上に上がっていく道の歩道ですね。あそこは前々から僕も聞いてたんですけども、段差があってベビーカーが通れないとか、いろいろな話を聞いております。ベビーカーで通るためには、歩道が段差があるから車道に出ないとだめとか、そういうのを聞いてますんで、その件についてはどうなってるのか。今回に入ってるのかっていうのが1点と、もう一つは明らかに盛り上がってて、先ほど陥没の話は出てたんですけども、明らかに、ちょっとこれ工事がおかしいんじゃないのという部分があるんです。例えば樁台の真ん中、東西に行く道路ですね。真ん中、1丁目、2丁目、3丁目、4丁目を分けている東西の真ん中の道。あそこは断面図を見たらわかりやすいように、プリンのように盛り上がってると言いますか、明らかにおかしい。見た目も悪いという状況で、あれも前から苦情は出ておりました。そういう工事関係で不具合じゃないのというところに関しては、今回、補修対象になってるのかという点が2点目と。3点目がこれは一般質問でちょっとしようと思ってたんですけども、道路標示について、どこまで対応できるのかという点と、その三つよろしくお願いします。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、緑ヶ丘のメイン道路の歩道改修をしてはどうかという、そういった御指摘でございます。今回ですね、上程させていただいておりますのは、緑ヶ丘の平群北小学校前の玄関の前の歩道整備ということでございます。これはですね、社会資本整備総合交付金の中で安心して移動できる快適な都市空間の整備事業ということで、その事業の中でも事業枠というのがございまして、当然、その予算枠はございます。その優先順位はどちらなのかと、そういったところなんですけども、北小学校前の歩道改修につきましても過去から住民の方も含めてPTAも含めて要望があった、そういった路線でございまして、今回はこちらのほうを優先させていただいたということで、当然、緑ヶ丘のメイン道路につきましても継続して進めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

続きましてですけども、2点目ですけども、先ほど森田議員のほうからも御指摘をいただきましたけども、ただいま井戸議員のおっしゃってるのは樁台の外周道路の舗装の路面状況のことかなというふうに理解しているんですけども、結論から言いますと、今回の補正予算の中では補修の対象にはなっていないということでございます。ただ、当然、その路面状況が悪いところ、また工事の悪いところにつきましても、当然その原因分析と対策、またあるいはどちらのほうに瑕疵があるのかということも含めて、いま現在、調査をしておるところでございます。

最後、標識の御質問でございますが、当然、標識あるいは路面標示につきましても必要に応じて、その道路等の附属物でございますので、施工していくということでございます。

○議長

井戸君。

○1番

この辺は優先順位はあるので、どうしようもないですけども、よろしく願いします。道路標示については、また、そうですね。消えてるのが多いので、よろしく願いします。

○議長

奥田君。

○3番

先ほど、国からの思い切った予算をやるということで精いっぱい使えっていうことですねんけれども、そうすると、短期間ではやっぱり工事請負しか使わ

れんと。やっぱり用地買収しようと思ったら、公有財産購入費、物件については補償、補てん及び賠償金でっか。そういうような費目もやっぱり要ると思います。しかし、こういうのを短期的にやろうと。何年ぐらい続くんかね。用地買収はきょうやあすで買えませんから。やっぱりいい道をつけてもらおうとか、やっぱり狭いところは拡幅してなり、やっぱりそういうふうな予算も考えてほしいなと思います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

今回ですね、補正予算で上程をさせていただいておりますのは、いわゆる15カ月予算というふうに言われる予算でございます。いま現在、上程させていただきまして繰り越しをさせていただいて、25年度にまたがって施行するというところでございます。議員から御指摘いただきました、要するに用地買収を伴う部分であるとかですね、あと関係機関等調整するのに非常に不測の日数が予測される。そういったメニューについては、あえて計上しておりません。具体的にですね、またそういった事業メニューですね、があれば十二分に活用してまいりたいということで御理解いただきたいと思っております。

○議長

奥田君。

○3番

僕聞くのは、まず第一には、国道バイパスと、今度、駅前周辺、19メートルの道路できて、そこで突き当りのような状態で、非常にあこ、一方通行で車、対向が非常に危険です。いらいらしておられる方もおられます。やっぱりそういうところにつき込んでいただきたいと思っております。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

議員の貴重な御意見として承っておきたいと思っております。少なくとも、その安全対策につきましては、日々道路管理者として行うべきところについては、そういったスタンスで臨んでまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長

下中君。

○10番

緊急点検事業ということで、ため池の点検ちゅうことで予算計上されてお

ます。実際、具体的にどういう内容で点検をされるのか。ため池の大きさにもよるし、いろいろあろうかと思えますけど、その辺、その内容について説明を願いたいと思います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

ため池点検の内容でございますが、これもですね、緊急経済対策の中のメニューの中で、防災・減災という、そういった趣旨で実施をするということでございます。奈良県で言いますと、受益農地が2ヘクタール以上のため池、これがですね、県内に1,500カ所ございます。これをすべて点検するというところでございまして、平群町で言いますと、平群町の全体のため池、これはため池の台帳からの数なんですけども、全体が217のため池がございまして。その中で受益が2ヘクタール以上のため池が51カ所ということでございます。単価がですね、6万円に対して51カ所で予算計上させていただいてるということで、点検の内容なんですけども、堤あるいは余水吐、のり面の老朽化、それと漏水の状況確認。あと、人家、公共施設などの下流の状況確認、受益面積、利用頻度の現状の確認、また公園や治水利用などの多目的利用の可能性の確認。そういったところを確認をして点検整理をするという、そういった内容でございます。

○議長

下中君。

○10番

かなりの受益の面積のため池を点検するというところで、町内で50カ所余りということで答弁ありました。点検して、一番大きいのが堤だと思いますけれども、あと余水吐の点検もあろうかと思えますが、そこで、かなり危険度、出た場合はその後の行為、それは受益者にかかるのかどうかわかりませんが、その辺についてはかなり高額な負担もかかってくると思えますけれども、そういう事態になった場合、町としてどのような考えを持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

点検の後の対策という御質問でございます。ため池はですね、議員も御承知のとおり、ほとんどのため池で水利権というものが保有されておるということでございます。当然、要するにその地元あるいは利害関係者との十二分な調整

が必要であろうかというふうに思いますが、まずはですね、その点検をさせていただいて、老朽度を判定をさせていただきたいと。次のステップでございますが、いま現在、確認しておりますのは、要するに、そのため池の改修の整理工事ということでは50%の補助率があるというふうに聞いておりますので、このことにつきましては、その点検結果を踏まえまして、もし緊急に対策を講ずる必要のあるため池があれば、その地元と協議をさせていただくと。こういう運びになるかと思えます。

○議長

下中君。

○10番

年度末ということで、繰り越し明許されておりますが、人家に及ぼす池もあるかと思えますので、できるだけ早い時期に点検業務を発注してやっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

これはまだ休憩しないのだったら、あれなんです、付託議案なんでね、ちょっと資料。さっきから質問も出てたんですが、一つは国の臨時交付金、いろいろ言い方されてましたけれども、元気臨時交付金という変わった仕組みのやり方を今回国のほうはとられてるということで、それでね、今回の補正の中にですね、この元気臨時交付金そのものが幾らあってですね、それはさっき15カ月予算とおっしゃってましたけど、新年度で本来する予定だったものですね、補正で充ててるというのが当然あるわけで、それで生み出される財源が幾らなのか。

もう一つは、新年度予定していた国庫補助事業を補正に前倒しすることです、地方負担の起債充当率100%の補正予算ができるわけですよ。それで生み出される財源が当然出てくるわけですから、それが幾らなのか。その3点を一つは明らかにしてほしい。これは資料で出してください。ペーパーでね。

それからもう一つは、さっきからいろいろ質問の出てる道路橋梁費のですね、委託料、維持補修、両方ありますけれども、これもさっき口頭で説明されてましたけれども、箇所づけをやっぱりきちっといつももらってるんで、新年度のほうは相当少ない金額になってますから、新年度も一緒に出していただければ、それで一括でわかるんで、できたらこれの分については、あさっての委員会までに出していただければと。さっきのやつは、ほんまは新年度予算で審議する

ときも必要なんで、できたら予算委員会までに出していただければというふうに思いますんで、その二つについては資料をよろしくお願いします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

そしたら資料請求のありました元気臨時交付金の額、それからその新年度でどの程度前倒し財源等々の請求がありましたけども、資料を作成したいと思います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

今言われました道路橋梁費の内訳リストのほうは作成して提出をさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

今回の補正でね、いま、いろいろ話出てるんやけど、ここで調査委託料、平群の291キロですか、延長。その道路がインフラ整備に基づくように調査するんやと。その成果は、まずいつ出てくるんやと。それまず1点御答弁いただけますか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

調査委託料の工期なんですけども、当然まだその辺の詳細な仕様ができておりません。ただ、予算可決後に発注するということになりますので、当然25年度にまたがっての調査ということになろうかと思っておりますので、できるだけ25年度の早い時期にという、そういった工期を設定したいというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

あえてなぜ聞いたかといったらね、いま、防災の安全、いろんな問題でそれを調べましよう。その成果が例えばね、10月まで成果出ませんでしたと、その調査結果ね。例えばの話ですよ。そこから調査委託料、そのどこの部分が悪い。それに対する今度は工事していかんなん。ほっとくわけにいけへん。

というふうには一般的にはなるわけや。というふうには、それは一定の、わかりますわな。ということはね、今回のこの補正、実質上は繰り越し明許1億何ぼになってるけど、こんなん言うて悪いけども、25年度予算や。一番心配するのはね、繰り越し明許っていうのは、字のごとく来年繰り越して施行される分は一定、工事は皆終わると思いますわ、25年度に。けどあと大事なんは、この調査委託料がね、いま、これは見えた部分だけのおそらく工事をされると思います。そこでその後、調査結果出た結果を、どのように御予定されておるんかということをお答え願えますか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

当然、調査をしてですね、その後、どういう対策をとるかというのが重要になってくるわけでございます。いま現在、県にも確認しておるんですけども、例えば調査を入れてですね、陥没なりですね、緊急的に維持補修をする必要性のある道路が発見されたということについての対処についてでございます。基本的には社会資本の枠というのがあるわけなんですけども、その枠の中で、例えば空洞で陥没が起きそうやという、そういったところの維持補修については社会資本整備総合交付金の緊急維持補修ということで実施できるという、そういったことは確認をしておるところでございます。緊急性のある分につきましては、そういう形で即対応をしてまいりたい。あとにつきましては、当然いろんな調査の中で改修の必要性が生じた道路につきましては、25年度で整理をして26年度以降の予算で反映すると、こういうふうになるというふうを考えてます。

○議長

馬本君。

○12番

ということは、補正を出させていただく場合もありますよという認識でよろしいですか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

事業の採択を受けるという、そういう前提で補正も可能性はあるというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

なぜそれ、こうしつこく言うかと言うたらね、いま、この今回の補正については、もう前からの懸案事項をされるというふうに私は思います。そして25年度も4,000万ほどあって、その中で1,000万はトンネルのLEDですか、そのように予算計上されてるように思います。今回は、先ほど説明されたように、工事の件についても緑ヶ丘の北小学校の歩道、1.3キロかな、たしか。1.3キロほど歩道改修されるという予算計上になってるんやけどね、僕ね、この調査は何が言いたい、調査は早く出して、調査委託早く出して、よう聞いてな。平群町全域のもんやからな、その道路はね。その成果を早く、手抜きはしたらいかんのやけども、出していただくようにね、そこら辺はものさしをまずつくってもらわなどうもならんわけや。なあ、課長、ほんまに。そのためにもそれはお願いしたいなと思って、これは要するに最終日が15日やから、議会終わってから入札云々をさせてもらおうということをおっしゃっていただくことが大事な。それと、先ほど言うたように、調査した結果を早くそれに対して、ここは緊急あるから、いま言うたように、緊急で補修するというような、一部補修なんやったらええけども、これは全面的にやりかえせねばならないという部分も僕は出てくると思うねん。その部分ね。確かにね、いま、社会資本整備総合交付金ね、55%というふうに、50%も言われる。駅前もやってる分もございます。補助率はちょっとちゃうともありますけどもね、そこら辺も勘案しながら、本当にね、この調査委託料を、これ僕ものすごい大事やと思うで、課長。そやから、それに対する調査ただけでは済まないよということだけ認識しててや。これだけ、この議会で言うとかよ。調査した結果、これは早急にせねばならない、いや、これは補修でいける、いや、これは全面的にやりかえないかん。いや、それは財政云々いろいろありまして、非常に厳しい財政事情でございます。それは皆わかってはると思う。けれども、住民の生命、財産を考えると、これはすぐせねばならないという優先順位をつけながらね、課長、その結果を速やかに議会のほうへ出して、それと年次計画も出していただけますように、その点どうですか。

○ 議 長

経済建設課長。

○ 経済建設課長

貴重な御指摘をいただきまして、当然ですね、調査委託料、これは道路ストック総点検でございますが、速やかに発注をさせていただいて、早急に結果として、成果として反映をさせていきたいと。そのように進めてまいりたいと思います。その中で、当然、応急的に補修をする必要のある箇所、あるいはまた

大規模な工事が発生する場所、そういったところも想定をするわけですが、いずれにしましても、議員御指摘のとおり、スピード感を持って必要な対策を講じてまいるというふうに進めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長

馬本君。

○12番

いまちょっと抜けてんけど、このね、財政厳しいからね、僕言うたように、年次計画をもってね、取り組んでいただくというふうにいただきたいなと僕は思ってるんやけど、課長としてどうですか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

すみません。年次計画につきましては、当然、財政的な裏づけが必要でございます。当然、国の補助のメニューを採択していただくということになるわけですが、そういったことも視野に入れる中で、補修計画もあわせて策定してまいるということで進めてまいります。

○議長

馬本君。

○12番

ひとつ課長、まあひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上です。結構です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

お諮りします。

本案は会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定しました。

2時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時40分)

再 開 (午後 2時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第22 議案第17号 平成24年度平群町国民健康保険特別会計補正
予算(第3号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第17号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。植田君。

○5番

聞き漏らしたんで、すみません。償還金の分で、特定健診の対象者が何ぼで、それから実際受けられたのが何人かというのが、もう一遍ちよつとごめん、教えてほしいのと、それと、その上の第三者行為求償事務手数料、後ろに書いてるように、第三者行為の受領賠償額確定による求償事務手数料とあるねんけど、ごめん、これ、もう一遍どういうものなのか、中身ちよつともう少し詳しく教えてもらえますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

申しわけありません。もう一度御説明申し上げます。

特定健康診査の当初申請は1,679人でございます。実績は1,490人
でございます。

それと第三者行為の求償事務手数料、この場合は例で申し上げますと、例え

ば交通事故等が発生いたしまして、そのときにですね、保険適用ということになる場合がほとんどなんですが、その場合でもやっぱり自己負担というのが発生します。そういったものをですね、国民健康保険の連合会のほうに委託をいたしまして、専門的にその話し合いを持ってですね、解決をして、それぞれ賠償額を決定するというので、その手数料として一応5%ということで連合会にお支払いするというのでございます。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第17号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第23 議案第18号 平成24年度平群町水道事業会計補正予算（第3号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第18号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

いま、修繕費の増加のことなんですけど、落雷によるというんですけども、これ、前回も補正が上がってたように記憶してるんですけど、上がってなかったんですかね。今回初めてですか、落雷による補正は。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

前回には、たしか上げてなかったと思います。今回、この分については初めて出しています。

○議 長

森田君。

○4 番

それとですね、減価償却費がですね、何か過去の実績とかいう話が出てるんですけども、減価償却費って言ったら法定で決まってるわけですから、ちょっといまの表現はおかしいんじゃないかと思うんですね。税法でですね、耐用年数が何年というふうに決まってるわけですから、当初のものよりですね、何か投資をしない限り、減価償却費の増減というのは、まず考えられないと思うんですけども。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

24年度予算作成する際に、23年度決算まだ出ておりませんので、23年度中に実績として新たに発生する財産に対する減価償却ということで、24年度当初にはですね、見込みとして上げてる予算です。例年、23年度の決算以降ですね、23年度の実績に基づいた減価償却費を計算し直しまして補正しておるということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

当初は見込みで上げてたということなんですけど、それだったら、もっと早くですね、補正を上げるべきだというふうに私思うんですけども、そのわかった時点でですね、極端に言いますとですね、当然、税法で決まってるわけですから、耐用年数によって減価償却というのは当然出てくるわけですから、以後、そういうことで意見として申し上げておきます。

○議 長

奥田君。

○ 3 番

落雷による修繕といま聞きましたけどね、火災保険やとか、ああいうなん入ってる場合は、それも対象になると思いますねんけど、その点は。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

その手の損害保険等につきましては、水道の庁舎分の保険のみでございまして、関連する施設についてはですね、保険の適用外ということで実損分の修繕費がそのまま費用が必要になったということです。

○議 長

下中君。

○ 1 0 番

落雷による故障ということで修繕料ですが、これは住民の毎日の生活に欠かすことができない水道ですので、大きい施設といいますのか、それを避ける、また対応する設備になってると思いますが、この現工事されるところについては、そういうことがなされていなかったちゅうことですか。多分、全施設ではなかなかそういうことが設置できないと思いますけれども、やはり住民生活に直結しておりますのでね、その辺もきちっと対応していただくような策を講じていただけたらと思います。ただ、このいま補正で上がってる部分については、そういうことがやってなかったという施設ですか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

基本的に、計装機器類等につきましては、落雷被害防止のアレスタとかいう設備がついているわけですけども、基本、落雷の規模と言いますか、どこに落ちたか、その近さにもよると思うんですが、そこら辺の予防する機械類の容量以上のものが電流として流れたというふうに理解しております。基本的にはその計装類あるいは受電盤等については、一定落雷被害を防ぐような設備については設置はされてるんですが、今回、かなり強い落雷だったようで、防ぐ容量をオーバーしたという結果であろうと考えております。

○議 長

下中君。

○ 1 0 番

そういう設備に対応しているというところですけども、よく言われるように、想定外のものが起きたと。発生したということだと思います。いずれにいたし

ましても、やはり日々欠かすことができませんので、即、そういう場合あった場合は、できるだけ素早く対応していただくようお願いをしておきます。

○議 長

ほかにございせんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第18号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございせんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第24 議案第19号 平成24年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第19号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

9ページのところのですね、調査委託料のですね。126万8,000円のところ、先ほど御説明ではですね、菊美台の汚水量の計算というふうに言われましたが、どのような計算。いま、菊美台は近鉄不動産が分譲するときに、きちんと計算はできて管の敷設をされてると思うんですけども、その辺のところ

ちょっとわからないんですけど。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

これはですね、いわゆる汚水計画量の調査ということではなしに、実際、どれだけの量の汚水が流れてくるのかという調査です。そもそも当初ですね、供用開始前に、菊美台は7月1日付で供用してるんですが、供用開始前にも調査をしております。その結果、雨水の浸入水の量、これを計測してるんですが、最初の調査の時点ではですね、期待するほどの大きな雨が降ってなかったもので、データとして出てきた雨水の浸入水を解析した量が、いま少し信憑性に欠けるということで、7月1日に供用開始はしたんですが、県との流入協議の中で、追跡調査を求められまして、接続した後に改めて雨水の浸入水をですね、調査するよということ、それを条件として供用開始したわけです。それについての、雨水の浸入水を改めて調査するということでございます。

○議長

森田君。

○4番

そうすると、ほかの地域でもこういうことがあり得るということでしょうか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

基本的にはあり得ると考えております。実際、菊美台の地域というのは、住宅地の中では最も新しい住宅地ですから、本来、雨水の浸入だとかいうことについてはですね、最も少ないというふうに以前の調査でもなっていたわけです。他の地域は、さらに菊美台より古い地域については、以前の調査でもかなり雨水の浸入がありまして、接続前の追跡調査、接続後のあるいは追跡調査ということ、これを県から求められるということは十分あり得るのかなというふうに考えております。

○議長

森田君。

○4番

以後もそういうことがあれば、また補正に上がってくるんですね、これから。そういうことで理解しております。

それと、その下ですね、工事請負費のところ、トラスばりに仮設するという話、ぶら下げるとい話なんです。大阪ガスとの関係はどうなるんでしょ

うか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

いま、まさにですね、役場の横の平群橋北側に歩道上にトラス橋をいま仮置きしまして、おそらく今夜かあす以降、クレーンでつって橋を設置していくことになると思います。あのトラス橋、ちょうど断面は四角くなっておりまして、ガス管はそのトラス橋の中に設置されます。その後ですね、トラス橋の上に下水管を設置するというごさいます。

○議長

森田君。

○4番

よくある事例でよくわかるんですけど、トラス橋の資産はどこになるんでしょうか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

トラス橋そのものにつきましては、その工事費を大阪ガスと折半しておりまして、基本的にガス管と下水管との重量按分をしております。結果的にちょうど半分半分ということで、2分の1、町が負担しておりますので、資産としても2分の1が町の資産ということになります。今後の維持管理等につきましては、大阪ガスとの協議になるかと思うんですが、例えば塗装を塗りかえるというような話になると、また負担区分については同じような考え方でやっていくことになるのかなと考えております。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第19号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第20号 平成24年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第3号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第20号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

予算の組み方でちょっと聞きたいんですけどね、今回、保険勘定のほうですけども、給付費が非常に増えてるっていうのは、それはそれで要望があることですから、それでいいんですけども、それに伴って、当然、国県支出金が増えてくる。同時に保険料も増やすっていうやり方をね、何年か前の質問では収入あるないにかかわらずですね、給付費が増えれば当然、その持ち分割り当てによって保険料も増やすっていうような答弁を2年ぐらい前にしたと思うんですけどね。12月に聞いたときも、実際に入るかどうかわからんけれども、増やしてました。あのときは後から聞くと、ちょうど3年に1回の見直し後の初年度で、当初予算では保険料が幾らになるかはっきりしないから、上げててもその分は大丈夫だということだったように思うんです。今回、予算ですからね、決算じゃありませんから、実際その金が保険料入るかどうかは別にして、当然、給付費が増えれば保険料収入も増えるという予算組みをこれまでの説明だったらすべきだと思うんですが、その点はどうなんですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

給付費の分について、当然、議員も御存じのように、国、県、あるいは基金、

あるいは市町村の一般会計からの繰入金等で基本的に賄っていくことになっておりますので、その割合に応じて、財源的には措置をしている次第です。

○議 長

山口君。

○6 番

それだったら、今度のこの補正おかしいでしょう。保険料、増やしてる、歳入の。保険料収入増やしてないでしょう。1号被保険者のですよ。だから、国保のときも言ったけど、都合よすぎるんじゃないのって言うねん。説明が合わないんですよ。過去に聞いたことはもう終わってて、だから以前言ったことに責任持っていないということになるんです。それはもう課長がかわってるのかどうか知りませんよ。それでも、だって同じ会計でやってるわけだから。国保はそういうやり方やってないからね、いままでから。予算組みが。でも介護の場合は、確かにそういう答弁やったんですよ。だから僕はおかしいなど、何でこれ入らないのかなというふうに思ってるんですが、その点をだから今回からやり方を変えたのかということになりますんでね、ちょっとその辺もうちょっとわかるように説明してください。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

今回の補正の中では入れておりませんが、12月補正の段階で、1号分について3,214万3,000円の補正をさせていただいておりますので、その分については先に入っておりますので、それも考慮いただけたらというふうに思っています。

○議 長

山口君。

○6 番

違うのよ。先に入れてたら、またそれややこしでしょう。じゃあ12月議会の補正予算はいいかげんに保険料収入入れたのってなるのよ、そういう答弁されると。いま、担当者からメモ来たんやろうけど、わかってんの、担当者、それやったら。全然この会議のことわかってないってということになるんですよ。いままで、もう1回言いますよ。給付費が例えば1億だったら、国、県の支出が幾ら、1号被保険者の保険料が幾らってこう決まってるんです。ただ、もちろん保険料は先に3年分を決めますから、実際の決算はですよ。保険料がちゃんとおさまるなんてことは絶対あり得ませんから、そんなことはわかってるんです。ただ、この間の議会での質問に対して、僕は保険料そんなに上がんのか

って聞いたら、いや、給付が上がったら自動的にこれは按分した分を保険料として予算としては計上するんですっていう答弁やったんですよ、以前。だから12月もそうやったんです。12月の補正も。実際どうなるかっていう話してるんちゃうんですよ、課長。言ってる意味わかってきてます。だから、過去とじゃあ予算の組み方変わったんですかって私は聞いてるんです。

○議長

3時まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時48分)

再 開 (午後 3時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

福祉課長。

○福祉課長

貴重な時間をちょうだいしまして申しわけございません。山口議員から御指摘をいただきました保険料の関係でございます。まず、制度それ自身から改めて説明させていただきますが、国、県あるいは支払い基金、町、保険料等で支払いの割合、給付費全体に係る経費についての割合について、負担割合が決まっております。特に1号被保険者については全体の25.78%という率でいま現在決まっております。当初、保険料についての収入部分については、いままでの保険料額に基づいて算定をしておりましたが、12月段階で改定に伴う増額部分の3,214万3,000円を補正をさせていただいたところです。しかし、保険料での負担というのは、割合としては決まっておりますが、それ以上入りません。給付費が増大したとしても入りません。その分を補足するのが支払い基金からの支出という形になってまいります。そういうことで、保険料収入については一定額決まっておりますが、不足する部分は基金の取り崩しということで賄っていくという制度になっている次第でございます。

議員御指摘の内容については、いままでそういうふうを受け取られるような発言をしてきたとすれば、改めてここで訂正をさせていただいて、おわびをさせていただきたい次第ですので、よろしく御理解を願いたいというふうに思います。

○議 長

山口君。

○6 番

まあまあそういうことでいいんですが、じゃあ、前の間違ってたんでしょ。一番言いたいのはそこなんですよ。そのね、都合のええ答弁し過ぎやねん。予算は予算やって言うてもね、ある意味計画もってやってるわけでしょう。根拠なしにつくってるわけじゃないじゃないですか。積算してるわけでしょう。そこでもう一言言わせてもらおうとね、この問題はいいですわ。この前たまたまちよっとほかの公務が入って、介護保険の運営協議会に、私、委員でありながら出席できなかったんですが、資料いただいていますので見ました。そこで、24年度の決算見込み出てますよね。この決算見込みね、このつくり方もおかしい。なぜかというとね、当初予算にあと補正予算足したやつが決算見込みで出てるわけですよ。国保会計、そんなことやってないでしょう。私、委員になる前はそれ見てませんから知りませんでしたけどもね、これ何ですか、これはって、決算の予算の積み上げだけやんかって聞いたら、いや、これが一番決算見込みになるんですっていうのが担当者の答弁よ。説明よ。こんなこと普通納得できるかと私は思う。それやったら、国保かってそういうやり方やればいいじゃないかと。そしたらすごい赤字になりますよね、最終。ただ国保と介護は違うからというのはありますけど、この際そのことは言うておきます。

それともう1点聞きたいのは、サービス勘定のところで、一般管理費で財源変更103万8,000円やってます。いま、説明ありました。要するに、サービス、介護のこっちの分野の収入が増えたので一般財源を減らしたって、こういうことなんですよね。一般財源っていうのは、要するに他会計やから、町の本体からの入ってくる金を減らしたと、こういうことなんです。じゃあ収入増えれば減って、収入が少なければ町の持ち出しが増えるという、こういうシステムでしたか、これは。ちょっと私このとこ、もうひとつよくわかってなかったからあれですけども、じゃあ、これは利用者が多ければ多いほど町本体の持ち出しは減っていくという、赤字分を補てんしてるという考えでいいんですか。その点だけちょっと、もう少し説明していただけますか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

基本的にはサービス事業勘定、介護保険事業者と同じ考え方に立ちますので、当然、不足すればどこかで補てんをする。経営本体から補てんをするというふうになってまいると思いますし、収入が増えれば一般会計からの繰り出しも減

っていくというふうに考えるべきだというふうに思っております。

○議長

ほかございませんか。馬本君。

○12番

いま課長、その話な、もう1回言うてほしいんやけど、第1号被保険者の保険料の率、何ぼやった、割合。25. ……、ちょっと言うて。間違ってるはずやで。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

25. 78%の負担割合というふうに確認をしておりますが。

○議長

馬本君。

○12番

僕の持ってる資料では25. 24が24年度。25年度に対しては25. 42%になるねんけど、数字ちゃうんやけど、その数字間違いないか。25年度の話は変わるねんで。これ24年度の法定やろ。ちゃうの。いまやってるやつは。ということは、24年度は25. 24%ちゃう。自分、25. 7何ぼ、いま言うたんちゃう。それやったら調整率合うてけえへんで。調整率。ちょっと確認とって。2号被保険者は29%やろ。各市町村12. 5、県12. 5やろ。それ間違いないですか。担当者見てると思うけども。これ本会議ちゃうかったらね、言わへんねんけど、間違うたやつ会議録に載ったらぐあい悪いし、僕が間違うてんやったらごめんやけど。たしか24年度と25年度のパーセンテージちゃうよ。それ、25. 7何ぼにならへん。

後でまた担当者に聞いててください。もしも間違うてんやったら、また再開されたときに御答弁ください。私、間違うてんやったら、私ここで謝るし。もう出たか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

1号については24年度25. 78ということで確認をしたみたいです。

○議長

ほかございませんか。植田君。

○5番

幾つかお聞きします。

7 ページの居宅介護サービスの給付費1,490万ほど増えてるんですが、サービスの中身、どういうサービスで増えてきてるのかという問題。

それと同じく8ページの介護予防サービスの給付費についても、その中身をお聞きをしておきたいと思います。

それと、13ページのサービスの事業のほうなんですけども、ここの介護予防サービス計画費の収入が140万増えてるんですが、これ何件分で、いま実際介護予防としての、まあ言うたら計画対象者、要支援の方たちだと思うんですが、その方たちの人数に対して、実際に計画を策定をされてる方々が何人いらっしゃるのか。そこら辺、わかればお聞きをしておきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

幾つか質問をいただきました。

居宅介護サービスの給付、今回1,494万円要望をさせていただきました。その中のですね、居宅介護サービスの中の内訳としてどうこうというのは手元に資料がございません。実際、給付費全体で言いますと、居宅介護サービスでは4月から10月までの分については大体毎月平均で4,500万から4,600万円ぐらいの給付。11月以降、各月5,100万円ぐらいの給付が発生してくると。それに伴う増額ということでさせていただきましたが、内訳としては、同じく介護予防サービスの給付でも同じことをごさいますて……。

○議長

植田君、ちゃんともう1回、ほんなら言ってください。

○5番

私が聞きたいのは、今回、1,500万ほど増えてますよね。いま手元にないとおっしゃったんやけど、どういうサービスがね、住民の介護サービスとして、この1,400万増えた中身としてあるのかと。その傾向を知りたいということ。ただホームヘルプで増えているのか、あるいは施設へのデイサービスで増えてるのか。あるいは住宅改修で増えてるのか。どういうところで伸びてきてるのかというのを、その傾向を知りたいんです。それが介護予防でも伸びてる中身。どういう事業で利用が伸びてこういう補正になったのかということをお聞きをしてるのです。それがわからなければ……。けどわかるよね。ここ出てるわけやから、それがどのサービスでこっだけ積み上がって1,400万になってるというのは。

○議長

ちゃんとしやべってください。植田君。

福祉課長、答弁するの。はい、福祉課長。

○福祉課長

ちょっと待ってくださいね。資料がちょっと細かいので、数字間違うといけませんので。

居宅介護サービスの給付にかかわっては、いま、手持ちの資料で言いますと、特に増えておりますのは訪問介護、それとですね、訪問看護、通所介護が大きく伸びております。これもおのおの330万、640万、340万の要するに1,490万の内訳の中で。

○5 番

330万が訪問ですか。

○福祉課長

訪問介護ですね。

○5 番

看護が。

○福祉課長

看護が640万ほど。通所が340万。それ以外には特定施設入居者生活介護が340万ほど増えております。それ以外の事業では若干マイナスというか、当初補正させていただく金額よりも減ってる部分も含めてございますが、大きくは。

○5 番

介護予防のほうは。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

介護予防サービスの中で、今回も418万6,000円要望しておりますが、大きく増えてる部分というのは、介護予防、通所介護、364万円ほど増えております。418万のうちのそれぐらいの額になります。その次に多く増えてるものと言いますと、介護予防の訪問看護、40万7,000円。ほかは20万とかそういう金額になります。

次に三つ目の質問をいただきました介護予防計画でございますが、策定の関係でございます。まず、いまのところ、3月までの最終的に年間は出ませんので、4月段階52人、5月57人、大体50人ぐらいから始まりまして、10月から61人、60前後ぐらいに増えてきております。年間で670から680人ぐらいになるというふうに想定をしております。これは継続の分です。それと新規の分も年間を通じますと1月、2月、3月の分は最終出ておりません

が、いまの状況から言いますと、50人ぐらい、50件ぐらいの新規があるというふうに予測をしております。件数でよろしいですか。

○議長

植田君。

○5番

いま、継続が670から680人ということで毎年継続という形であるんですが、新規で年間50人、これは大体ここ数年そういう状況で伸びてきているのか、そこら辺の傾向、もしつかんでおられたら聞いときたいんですが。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

介護予防も含めてございますが、先の山口議員がさっきおっしゃってました運営協議会でも報告させていただいてるんですが、介護認定の審査会にかかる件数がございます。新規の認定審査会にかかった部分が1月末段階で293人。約300人近くございます。次に変更が57人、更新が612人、これは合計で言いますと962人の方が新規、変更、更新合わせて審査会にかかっているという状況でございます。この962人という数字が第5期の介護保険計画で言いますところの26年度段階に認定者総数が予想しておりましたのが960人です。年度内、この1年、1月末までの段階で新規、更新、変更の手続をされた方だけでその数を上回る。それ以外の方も含めておられますので、1月末現在における総認定者数が1,008人になると。3年先を既にもう上回っているという状況に達しております。その理由についても、これからはっきりと見定めていく必要がございますが、そういう状況にあるということについてお知らせをさせていただきます。

○議長

植田君。

○5番

いま、認定者数というふうにおっしゃったと思うんですけども、ここに出てるのは、認定は要支援1とか2とかつきはる方がそんだけやと思うんですが、その中でこの予防サービスの計画を実際にね、策定されているっていう方はどの程度の割合になるのか。特にこの140万って増えているのは、実際に介護予防のサービスのケアプランを作成した方のまあ言うたら人数に対しての費用だと思うんですけども、そこら辺をもう少しちゃんとお聞きをしたいと思うんですが。

○議長

暫時休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 3時19分)

再 開 (午後 3時34分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

たびたび貴重な時間を拝借いたしましてありがとうございました。植田議員からの質問でございました。

先ほども一つは介護予防計画の業務関係について、継続、新規等で678人、50人というのは数字として申し上げました。それ以外にも年内に更新予定時期も含めてやられていない、以前からお持ちの方も含めておられますので、その総数について、ちょっといま手元では把握しておりません。

それと質問の介護予防計画の策定人数でございます。手元には1人で複数の計画を策定される方、あるいは複数の件数で利用される方も含めてございますので、延べ人数しか資料がございません。継続の方については、年間でざっと1,975、新規の方で127というふうに把握をしておりますが、実際その中で1人の方が複数利用される場合も含めてございますので、さらに突っ込んだ意味での何人の方がサービス計画の策定を利用されているのかということについては、いま出せる資料がございませんので、改めて資料としてお出しをしたいというふうに思います。

○議 長

植田君。

○5 番

私はお聞きした答えがいま手元で出ないということですので、それはぜひあすでもその部分は出していただきたいなというふうに思っております。それで結構です。

○議 長

ほかございませんか。馬本君。

○12番

先ほどの数字、僕は24年度の当初予算はどうやった。当初予算、組んだときの当初予算の、いまのちやうで、24年度当初予算の第1号被保険者の保険料の割合は何%や。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

私の手元のほうには数字としては25.78ということで1号被保険者の割合は24年度そうであるというのは係から報告いただいておりますけども。何か違っておるようですか。

○議長

馬本君。

○12番

僕、当初予算の後で見たらね、25.24で合うてる。それはね、24年度2月に一応決定したぶんが、よう聞いてや。今度25年度の交付税の決定やで。調整交付税の関係でな。それが25年度に今度反映してんねん。この次の予算がな。25年度予算やで。当初予算はいま言うように、25.24は調整交付金は0.76%であったということで、再度担当者と確認してんけどな。僕はここにもうてある資料は合うてたと思うんやけど。まあ、いまの補正予算云々とは、また数字変わったということやから、それはそんでよろしいけど、まあそういうことですわ。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

申しわけございません。いま、その25.78というのは、25年2月に確定をした、改定をした数字でございますので、議員御指摘のとおり、当初段階ではこの率と若干違っていたかもわかりませんので、改めて確認させていただきます。

○議長

はい、馬本君。

○12番

かも、ではいかなので、本会議中やから。後で確認して。ひとつよろしくお願ひします。

○議長

馬本議員、後で報告ということでよろしいか。

○12番

それをお願いしますわ。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第20号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第26 議案第21号 平成24年度平群町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第2号）について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第21号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

1点だけ。いま説明があった保険料ですけどね、1,000万以上も増える、
結果としてね。普徴と特徴のバランスは別にいいですけども、1,000万以
上増えた要因というのは何でしょうね。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

1, 000万、全体として増えたということでございます。後期高齢の保険料でございますので、ほとんどの方が年金収入がある方でございます。平群町の場合は、県下でも所得が高いほうに属しておりますので、当初、広域連合のほうで奈良県全体の保険料を算定いたしますときに、全体的な配分の中で計算するわけでございますが、平群町のほうが所得が高いということで、こういった結果になったのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○議長

山口君。

○6番

予算つくるの、全部広域任せ。町は一切関与しない。でも徴収だけ町がやるんですよね。特徴は別にして普徴はね。いまの話やったら、全部広域連合が予算組んでるの。各市町村の予算。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

基本的にはいまおっしゃったようなことでございます。

○議長

山口君。

○6番

この制度始まって5年になりますけど、いまその話初めて聞きました。それで最後、当然入ってくる金は全額広域のほうへ送るわけですから、決算では実情が出るんだろうけども、でもそれぞれの地域の実情、当然把握して私は予算組むべきものやと思うんですけど、保険者自体は広域になったとしても、それぞれの市町村に住んでおられる75歳以上の方のこれは保険というか、その会計ですから、そういうやり方っていかがなものかなというふうに疑問に思うんですがね、ここで言っても仕方がないんだけど、もし意見言える機会があればですね、なぜそのようなことになってるのか、この議会のどっかでいいですけども、当然資料とか、それぞれ独自に各市町村持つてるはずですからね、もう決まった額は決まってるんだけど、ちょっとやり方としてはおかしいんじゃないかなというふうに思いますんで、その辺、新年度の本予算のときでもいいですけども、私のほうもちょっと調べてみますけど、非常に疑問に思うんで、なぜそうなるかっていうのは、ちょっとそちらでも、もしわかるようやったら聞いてもらおうというか、調べてもらえませんか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

そういう御質問でございますので、できるだけ調べたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第21号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第22号 平群町公共下水道4号汚水幹線工事の変更請負
契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第22号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

増額補正ということなんですけども、これはですね、警察協議によってこう
いうことがなされたのか、地元協議によってなされたのか。それとですね、金
額の算定根拠をお示しいただきませんか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

お答え申し上げます。交通誘導員の関係ということだと思います。これは警察あるいは地元との協議の結果ということではなしに、請負業者と町の担当者がですね、現状を見たところ、国道、少しカーブしておりまして、当初は作業区間の前後1名ずつ2名の配置を予定してたんですが、実際その最初の作業にかかる、あるいは事前の準備にかかる際にですね、国道の見通しがかなり悪い。特に今回の工事、夜間工事等もしますので、夜間においては、国道見通しが悪い割には夜間の通過車両の速度がかなり速いと。ちょっと危険ということで、交通規制区間を一定見通しのきく範囲まで延長しまして、作業区間の前後2名に加えて規制区間を延長した前後2名にも増員したいと。それと、旧国道から国道バイパスに通じます町道平等寺4号線、ここへの進入口等にもですね、地元沿道の住民の方の誘導等も含めて増員をします。国土交通省の交通誘導員の単価がございますので、その積算に基づきまして、延べ人数で言いますと、交通誘導員を116名増員したいということです。1日当たり2名を当初積算しておりましたところ、約1日当たり5名、この国道168号線部分の作業区間について増員をするということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

いまの話でしたら、担当者と業者との話で決めたということですか。それちょっと担当者任せでよくないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

そのための担当者ですので、工事の監督員、それと請負業者の現場代理人、現状を見た上での判断ということでございます。

○議 長

馬本君。

○12番

課長、私の想像、ここでこう書いてんねん。試掘工に伴う舗装復旧面積が増えたこと。これ書いてんねん。これ大事なことやねん。要するに、水道管並びにあこやったらNTTって、いろんな管が入ってると思うわ、地下にね。そこ

で、これは試掘がすることによって増えた。真っすぐ行けるやつを、大きくアスファルトとか割らねばならなくなった。それに伴うてのお金と、それに伴うての警備員の増。そこら辺に原因あったんちゃうんかいな。ほんまの原因はどっちやの。警備員を最初から例えば2人か3人かの何か、いま御予定されてたという積算になってたけども、普通の真っすぐ行くところやったら、そんなに5人もなることあれへんやん。けども、僕あこよく通るから見てるんやけど、かなり大きく工事やってはったやん、国道な。片方通行じゃないけど、とめてね。ということは、なぜそのような面積を試掘するのにね、そのような面積が広かったんか。私はいろんな管が地下に入ってるために試掘より大きしはったんかなというように私は想定してますねんで。それに伴うての工事が増えたと。工事の面積が増えるじゃないけど、警備するところが増えた。それに伴うての増員も、私は一定の部分あったんちゃうかなというふうに思うんやけど、一番大切なことは、なぜ試掘する面積が増えたの。これが一番大事と思う。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

もう一方の増額の理由としまして、試掘に関する舗装面積、増加したということでございます。内容としましては、当初は6カ所試掘を予定しておりました。と言いますのは、もともと地下埋設物を確認する際ですね、設計図面を作成する際に、各地下埋設物の管理者の台帳データに基づきまして、道路面へ地下埋設物の明示をしてもらうわけです。それに基づいて設計図をつくるわけですが、実際の工事の事前にですね、さらに正確な位置を出すためにですね、試掘工事をするわけです。当初6カ所を予定しておったんですが、試掘をした結果、当初、明示されてました地下埋設物の位置とかなり誤差が生じておりました。その誤差を生じてた地下埋設物をさらにですね、そのまま工事するわけにはいきませんので、錯綜する地下埋設物を調査するために試掘箇所を4カ所追加いたしました。当初6カ所に対して試掘は最終的に10カ所したということです。その追加した4カ所分の舗装の本復旧ですね。試掘した周りを影響幅分、舗装、最終的に工事が終わるときにですね、舗装し直すわけですけれども、本復旧をするわけですが、それがですね、試掘が増えた分4カ所分、68平米ほど増加になっております。これに関しての交通誘導員、それについても多少日数等変わってきて増加になるわけですが、交通誘導員の増えました主な要因は、先ほど申し上げたような国道部分、特に国道にはですね、作業区間前後1名ずつの2名っていうことだけで積算しておったんですが、さらにその前後1名ずつ増員した。交通規制、先ほど議員言われたとおり、片側通行規制という形で、

かなり国道の幅員の半分近くですね、占用しまして工事をする中で、見通しのきくところまで規制区間を延長して、早目に規制を知らせるための交通誘導員の増員をしたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長

馬本君。

○12番

ということは、68平米ほどアスファルトの面積が、最初設計してたよりも増えましたよということやろ。ということは、工事現場が大きくなったという。私らは土建屋さんちやう、土木の関係者違うから、一般的にはそういうことや。まして、国道の縁や。それに伴うて警備員が増えたわけやろ。というのは私は認識してんねんけど、より一層の安全を期するために警備員を増やしはったという増額でなりましたよという認識でよろしいですか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

国道部分の試掘についてもそうなんです、それも一つの要因ということでございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第22号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 23 号 平群町公共下水道 11・12 号幹線工事の変更
請負契約の締結について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第 23 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

これ、立て坑のところですね、特殊機械を使ったということなんです。立て坑すべてがこれに対象になるんでしょうか。具体的にどこの立て坑が岩盤が出たと。それと当然、事前の調査をやられてると思うんですよね。その辺のことはどうなってるんでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、その関連する立て坑なんですけど、この工事につきましては、全延長が 741 メートルございまして、うち推進延長が 179 メートルでございまして。そのうちですね、今回の岩盤推進工法に変更する延長は 179 メートルのうち 114.5 メートルとなっております。当初、調査につきましては、立て坑ごとに土質ボーリングを行っております。今回の工事の事前のボーリング調査につきましては、全 7 カ所実施しております。推進区間に関連するボーリング調査の箇所は 5 カ所ございました。立て坑につきましては、岩盤対応の機械に変更した場所につきましては、3 カ所変更しております。その 3 カ所の立て坑の変更に関連して、その立て坑間の推進延長が 114.5 メートルということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ちょっとわかりにくいんですけども、推進の工法のところが増えたという理解なのか、立て坑の工事によって増額なのか、それと具体的にですね、どんな地盤からどんな岩盤が出てきて、具体的なものはどういう状況なんでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

もう少し詳しく御説明しますと、当初の推進延長179メートル、これは変わっておりません。当初はいわゆる礫対応のパイプ削進という工法を採用して設計しておりました。口径500ミリのパイプをですね、推進すると。そのパイプの先にはですね、一定の岩盤を削るような刃先がついておりまして、口径500ミリですから、ほぼその500ミリに近い礫、転石類はそのパイプの中に、のみ込んでいけるという工法でございました。その179メートルのうちですね、岩盤が出現して、岩盤の対応の推進工法に変更したのが、内数で114.5メートルということでございます。この岩盤推進工法といいますのは、推進する区間すべて岩盤ということで、推進器の先頭にですね、岩盤を少しづつ削っていくというような刃先がついておりまして、それで岩盤を推進することでございます。立て坑の掘削につきましては、当初ボーリング調査した結果、岩盤の出現がですね、推進する高さより低い位置に出現するというボーリング調査の結果でございましたが、実際は推進する高さ以上に浅いところが出てきたということで、立て坑掘削につきましては、当初、通常のパワーショベルで掘削をするという計画だったものをですね、バイブルドリルと言いまして、ドリルの回転とドリル自身の振動によって岩盤を縦に掘っていくというような機械に変更したいということでございます。岩盤をそのバイブルドリルで破碎しながらパワーショベル等で破碎した岩盤を掘削していくというふうな工法に変更したいということでございます。

○議長

森田君。

○4番

そうすると、工事内容わかりましたけども、岩盤とかいうことで、工期延長はないんでしょうね。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

一応、工期につきましては、予定どおり、この3月末をもって終了する予定でございます。

○議長

ほかにございませんか。井戸君。

○1番

ちょっとね、気になっていたんですけれども、この追加ということで、先の

案件と合わせまして、合計かなりの金額、900万近くの追加のお金が出てるんですけども、この価格というのは、担当者の方が一生懸命頑張られて出した金額とは思いますが、やはり住民目線で考えると、入札でないのにこの金額は高いんじゃないのという心配があると思うんですね。そこで、この金額の決め方といいますか、これは最低価格、まあ言えば手抜き工事をされない最低価格と言えるぐらいの金額なのか、その辺お聞きしたいんですけど。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

この2件の変更契約にかかわらずですね、土木工事っていうのは、請負時の請負率で増額にしろ減額にしろ計算しますので、平群町の場合は最低制限価格の請負率によって積算されております。

○議長

井戸君。

○1番

そういうのをあえて聞きましたのも、これも同じ業者ですし、金額が1,000万近くなってくると、10%でも100万違ってきますから、そういう意味で、今後も金額っていうのは、やはり大きくなってきますので、ぜひともその辺はきっちり算定していただいて、お願いします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第23号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
4時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時10分)

再 開 (午後 4時20分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

時間延長、午後6時といたします。

福祉課長より発言を求められておりますので、許可いたします。福祉課長。

○福祉課長

申しわけございません。先ほど介護特会の関係で馬本議員のほうから御指摘をいただきました1号被保険者の負担割合の関係でございます。当初予算の段階で、事務局のほうでは25.42というふうに申し上げております。これは正確には25.24。議員御指摘の数字で間違いございません。基本的には2月における調整交付金の率、これが決定されたことに基づいて次年度の予算編成をし、割合として決定をしております。同じく年度末、2月の段階で調整交付金が決定し次第、また割合が変わりますので、4月にさかのぼって割合を変更するという流れになっておりますので、ここで改めて説明させていただいた上で、こちらの間違いについて訂正をしたいと思います。

○議 長

日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める
ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

朗読いたします。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

平成25年3月2日提出
平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字梨本763番地の8
氏 名 辻内 千代治
生年月日 昭和21年3月1日
以上でございます。

○議 長

提出者の説明を求めます。町長。

○町 長

提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。

辻内千代治氏は、地域社会の福祉向上のため、奈良県交通安全協会西和支部協会平群町分会長として、交通安全活動にも御活躍いただいております。

つきましては、引き続き人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推せんするに当たり、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長

お諮りいたします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

日程第30 議案第24号 平成25年度平群町一般会計予算について

日程第31 議案第25号 平成25年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度平群町国民健康保険特別会計予算
について
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度平群町水道事業会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度平群町下水道事業特別会計予算に
ついて
- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度平群町農業集落排水事業特別会計
予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度平群町学校給食費特別会計予算に
ついて
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度平群町介護保険特別会計予算につ
いて
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計
予算について
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計予
算について
- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計
予算について

以上 1 1 件を、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長から平成 2 5 年度予算の説明を求めます。町長。

○町 長

本日、平成 2 5 年 3 月第 1 回平群町議会に平成 2 5 年度平群町一般会計及び特別会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、予算の概要を申し上げ、議員各位を初め住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成 2 5 年 1 月 1 1 日の閣議決定における政府の見解では、現在、日本経済は円安傾向が進んでいるものの、円高、デフレ状況が長引いたことにより、GDP は 3 年前の水準とほぼ同じであり、製造業の競争力の低下や貿易赤字の拡大、若年雇用機会の縮小などが要因となって、いまだ閉塞感がぬぐえない状況であるとされています。

そのような中、政府が発表した平成 2 5 年度の経済見通しと、経済財政運営の基本的態度によりますと、これまでの縮小均衡の分配政策から成長と富の創出の好循環へと転換させ、強い経済を取り戻すことに全力で取り組むとされ、日本経済再生に向けて大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略に重点を置いた、いわゆる三本の矢により、長引く円高、デフレからの脱却を果たし、雇用や所得の拡大を目指すとされています。そのため、早急

な取り組みとして、平成24年度補正予算と平成25年度予算を合わせて、いわゆる15カ月予算の考え方で景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を行うことで、景気の底割れを回避するとされています。また、東日本大震災からの復興に加速をつけることに加え、持続的成長や将来性が見込まれる分野への重点化を明示しています。

国内での金融政策では、消費者物価の前年度比2%アップを目標に金融緩和を行い、円高是正、デフレからの早期脱却を図ることで輸出の増加、雇用機会が拡大すると見込まれています。このような施策の推進などにより、日本経済は着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内事業主導で回復が進み、結果、平成25年度の国内総生産の実質成長率は約2.5%の増が見込まれているものの、その一方では欧州債務問題や電力供給の制約等により、先行きのリスクが否定できない状況であるとも言えます。

こうした状況である中、地方にとって大きな財源となる地方交付税は、東北大震災の復興財源への重点的措置や地方公務員の人件費削減等が要因して2.5%程度の削減となることに加え、地方税については、世界最速のペースで少子高齢化が進むことで生産年齢人口が減少するとともに若年世代の所得が低下していることから、地方における財源の確保が一層難しくなると想定されます。今後さらに高齢化が進むことから、社会保障費など歳出の増大は確実であり、逼迫した財政運営が強く懸念されます。

このような状況であります。本町の平成25年度予算編成に当たりまして、第5次総合計画に基づき、住民協働を基調に住民の皆さんに最善と考えられる予算策定を行いました。

以下、本町における財政的状況、展望から、各事業概要を順次御説明いたします。

歳出面では、人件費、扶助費及び公債費を合計した義務的経費が一般会計全体の3分の1以上を占める状況の中、その抑制のため、行財政改革を着実に推進し、職員の意識改革などによる業務の効率化を強力に推し進めることはもとより、歳出全般について積極的な見直しなどの節減対策が不可欠となるため、行革大綱を平成25年度中に見直し、さらなる抜本的改革を行います。

いましばらくは町民の皆様にお負担をお願いすることになりますが、将来への展望を持っていただけるような行政運営を推し進め、高齢者から子どもまでが安心して暮らせる緑豊かで心豊かな子どもの歓声が聞こえるまちを目指してまいります。

具体的な事業といたしましては、国道168号線バイパス沿いの活性化、企業誘致による新たなまちづくりを行う一方、IT技術を活用して行政事務の迅

速化、スリム化によりコストの削減を図ります。また、平群駅周辺整備事業や公共下水道事業等の従来から取り組んでおりますまちづくりの諸施策についても、有効な予算額の確保に努めたところであります。

その結果、一般会計予算案の規模は67億9,500万円であり、前年度から16億9,900万円の減額となっています。また、特別会計の合計は50億5,624万円となっています。

以下、新年度予算につきまして、一般会計から主要施策等についての概要を御説明申し上げます。

人事につきましては、多くの退職者が発生する状況が続いた中、平成24年度に引き続き、平成25年度においても9名の新規職員の採用を予定しています。

また、新財政健全化計画に基づき、町長40%、副町長35%、教育長25%の特別職給与の減額を引き続き実施します。

人材育成につきましては、人事考課制度を構築すべく検討を重ね、試行実施を行ってまいります。

また、職員研修として、引き続きアカデミー研修やJ I A M研修を中心に職員を派遣するとともに、町主催や奈良県主催の研修にも積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップを図ります。

公有財産につきましては、土地開発公社から引き継いだ物件を含め、遊休財産については事業化を迅速に行う一方、民間売却等も積極的に行い、財政負担を少しでも軽減できるよう取り組みを進めてまいります。

老朽化した公共施設の建築物につきましては、緊急雇用創出事業を活用し、施設の長寿命化を目的とした維持補修、改修のための年次計画の策定を実施してまいります。

電子自治体の推進に関しましては、計画的に進めてきた情報ネットワークの基盤整備が整ったことから、構築した市内LANを活用した事務の効率化や情報システムのクラウド化を通して行政コストの削減を進めるとともに住民サービスの向上に向けたシステムの運用を引き続き行ってまいります。

また、総合行政ネットワークLGWANを活用した総合型地理情報システムを平成25年2月から運用開始し、そのメリットを生かした行政サービスを推進してまいります。

広報・広聴業務の推進につきましては、住民に開かれた行政を目指す上で、広報やホームページは行政と住民を結びつける重要な手法であり、行政情報の積極的発信と住民の意見やニーズを的確に把握していくため、より一層の推進を図ります。

よろず相談業務につきましては、住民の皆様が日ごろ抱いておられるさまざまな相談内容に対応していくためのよろず相談窓口の設置を引き続き行います。

公共交通の確保につきましては、コミュニティバスにより日常生活の利便性の向上を目的に、平成23年11月からスタートした新ルートの運行のための費用を計上しています。今後も公共交通の利用促進対策として、平成26年度まで実証運行を続け、公共交通体系の整備を図ります。

住民戸籍事務につきましては、住基ネット並びに戸籍情報の適正な管理と迅速な対応を図るため、各システムの整備に対し予算を計上しています。

福祉施策につきましては、超高齢化社会が進行する中で、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、高齢者が要介護状態にならないよう、健康で生き生きした自立生活が送られ続けるための介護予防事業の実施に努めます。また、生活の支援、心身機能の維持向上を図るための支援策の実施に努めます。

障がい者福祉の推進については、障がい者の自立と社会参加促進を第一に、在宅生活の推進を図るための施策を実施します。また、18歳未満を対象とした育成医療給付事業につきましては、県からの権限が移譲されたため、平成25年度より町において実施してまいります。

児童福祉の施策では、就労の多様化による保育ニーズに対応するための保育や、はなさと保育園での一時預かり事業を継続して実施いたします。また、子育て支援センターでは、子育て支援サービスや子育てボランティアの育成についても引き続き実施いたします。そのほか、就学前の乳幼児を対象とした医療費の無料化や、平成24年度から制度化した小学生の入院に係る医療費分の全額公費補助を引き続き実施し、子育て支援を推進してまいります。

健康づくりの推進につきましては、すべての住民が健康的な日常生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきりの予防等、各世代を対象とした予防、健診、相談、指導について積極的に取り組みます。

少子化対策としまして、妊婦健康診査費用の公費助成を今年度も14回とし、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図っていきます。また、出生した赤ちゃんに絵本を配布し、絵本を通じて親子のコミュニケーションを促すブックスタート事業も引き続き実施します。あわせて、未熟児養育医療給付事業につきましては、県からの権限移譲により、平成25年度から町において実施してまいります。

予防費では、不活化ポリオ、4種混合の導入及びBCGワクチン接種の個別接種への変更、また子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌

ワクチンが定期接種となり、引き続き全額公費負担として実施してまいります。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、本年度も7月の、「差別をなくす強調月間」を中心に、各種啓発活動を予定しています。のぼりの設置や児童の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しています。また、11月17日には、人権・命の尊さへの町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する「平群・平和のための戦争展」の開催を8月に予定しています。また、関連した現地研修についても今年度も開催を検討してまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、本年度も研修会や講演会を開催する予定であります。また、平群町男女共同参画プランにつきましては、現在の計画が平成25年度で終了することに合わせ、現在の課題や今後の社会情勢を見据えて改めて計画策定を実施します。

環境衛生事業では、空き地の雑草除去の指導や不法投棄・野焼きの防止対策を進める一方、資源循環型社会形成の目的から平成24年度から実施したペットボトルや廃プラ等資源ごみのステーションでの定期的な回収を引き続き実施します。また、ごみ出し困難な方を対象にふれあい収集や従来から実施しています生ごみ処理器容器の設置補助や有価物の集団回収への助成も引き続き行い、本年10月から家庭系可燃ごみの有料指定袋制を実施し、減量化に向けた取り組みを一層進めてまいります。そのほか、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収や合併浄化槽設置に係る補助金助成を行うと同時に、廃食油の燃料化に向けて近隣自治体と合同で取り組み、環境の保全にも努めてまいります。

清掃センターの運営におきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については運転業務の委託を行ってごみ処理費用の縮減を図ります。

農林業の振興につきましては、緊急雇用創出事業を活用して地域産業活性化促進事業を実施し、新商品開発に取り組みます。また、森林とのふれあい推進事業では信貴山周辺の景観整備に取り組みます。さらには新規就農支援事業、有害鳥獣駆除事業拡充に必要な予算を計上して町全体の活性化につなげてまいります。

国土調査事業につきましては、平成25年度より事業実施に必要なための予算を計上しています。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

消費者行政につきましては、消費者の利益の擁護及び増進に資するため、消費生活相談員を配置し、適切な助言、情報提供を行うとともに、ハッと、ホッと、生駒郡サポートネットワークとして、生駒郡4町のどちらのまちでも相談に対応できる窓口体制及び町民の方々を対象とした消費者啓発出前講座を開催し、消費者トラブルの回避を推進してまいります。

観光行政につきましては、緊急雇用創出事業を活用し、既に策定された観光基本計画をもとに、より現実的な計画策定並びに観光PRを図ってまいります。また椿井城跡を初めとする町の観光資源の整備を推進してまいります。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修費等についての必要な予算を計上しております。

住宅施策につきましては、今後の町の人口対策の一環として、今後、増加が見込まれる空き家の利活用、流通促進を目的に、空き家の実態調査、所有者の意向調査を実施し、具体的な施策の検討を行います。

平群駅西土地区画整理事業につきましては、平成25年度は造成工事費及び移転補償費に係る基本事業費分の町負担金及び都市再生区画整理事業費を予算計上しています。

住宅管理につきましては、町営くろもと団地の屋上防水工事及びその他工事を実施し、住環境の整備に努めます。

公園管理につきましては、中央公園、北公園を初め町内都市公園の保全とともに、公園遊具の維持管理を行います。

消防防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、自主防災連絡協議会を中心に、地域防災に関係する各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き自主防災組織づくりの拡充に努めます。また関連した緊急メール配信システム運用のための予算措置を行い、防災に加えて防犯にも役立ててまいります。

消防水利施設の充実につきましては、住民の生命、財産を守る消防水利施設の充実強化として、計画に基づき消防水利弱点地域の対策工事を進める一方、地域の消防施設整備に対する補助を行います。

教育環境の整備充実につきましては、平群東小学校校舎の大規模改修工事を実施し、魅力ある教育環境の整備を図ります。

文化、学習の振興につきましては、従来からの施策でもあります各種教養講座の開催及び生涯スポーツの普及推進並びに教育支援活動促進事業として学校地域連携事業及び放課後子ども教室を引き続き実施します。

また、あすのす平群につきましては、図書館機能の充実を図る一方、学校図書館の支援、子ども読書活動推進を目的とした図書館司書の配置を進めてまいります。あわせて平群の観光、文化の拠点として情報発信を行ってまいります。

次に、各特別会計について御説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、4,413万2,000円となっております。本事業の貸付業務につきましては、平成8年度をもって終了しておりますが、貸付償還に要する経費を計上しております。今後も貸付金の回収業務に一層の努力をしております。

国民健康保険特別会計につきましては、25億200万円となっております。歳入の国民健康保険税では、医療分の均等割と平等割の改正を行います。歳出では、健康寿命のための特定健康診査受診率の向上を目指し、特定健康診査結果返却者への商品券の配布を行い、受診しやすい環境を整えてまいります。総合健診事業では、補助金の増額、対象年齢の引き下げを実施いたします。また、平成25年度からは国民健康保険加入者へのがん検診の啓発にあわせ、眼底検査の新規実施、糖尿病等治療促進事業、糖尿病等起因歯周病対策事業等を実施し、病気の早期発見、医療費の抑制を図ってまいります。あわせて、医療費となる療養諸費、後期高齢者支援金、第2号被保険者に係る介護納付金、高額医療費共同事業拠出金等も計上しています。

下水道事業特別会計につきましては、5億9,310万円となっております。本事業は、平群町流域関連公共下水道として平成3年度に事業認可を受け、平成4年度より事業着手し、平成18年度に一部供用を開始しております。

平成25年度は、下水道管理費において下水道施設の適切な維持管理を実施するとともに、下水道建設費においては、公共下水道事業として主に月見台、椿台、若葉台、緑ヶ丘、吉新、竜田川の各地区での管渠整備を実施します。

流域下水道事業として浄化センター及び幹線管渠の建設費等を流域下水道事業町負担金として計上しております。引き続き、生活環境の向上、河川等公共用水域の水質改善の観点から、普及促進を図ってまいります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、4,010万円となっております。本事業は、平成9年度に事業着手し、平成18年度に供用を開始いたしました。平成25年度につきましては、施設管理費において、集落排水施設の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては、公共ます設置工事等と農集下水道事業債管理基金の積み立てを実施いたします。今後も農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、あわせて公共用水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計につきましては、7,397万9,000円となっております。事業費は、学校給食実施に係る給食食材費用を計上しています。平成24年度も引き続き、安全でおいしい給食を提供するため、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、食材の選定を徹底することで、児童・生徒の健全な発達

を図ってまいります。

介護保険特別会計につきましては、介護保険制度は、第5期計画（平成24年度から26年度）に基づき、「人・心・地域 つながる福祉を奏でるまちへぐり」を基本理念に、引き続き推進してまいります。

保険事業勘定につきましては、13億7,050万2,000円を計上しています。保険給付費では要支援・要介護者に対するサービス費等を計上して、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、また地域支援事業費では要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

サービス事業勘定全体としましては、991万1,000円を計上しています。内訳としては、総務費で職員の人件費を、また事業費では居宅介護予防サービス計画費に係る事務費等を計上しています。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、108万円となっています。奨学金の貸し付けを行うことで就学機会の確保を図るとともに、有能な人材育成も目標に引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、2億8,223万6,000円となっています。後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合負担金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び事務経費を計上しております。

用地先行取得事業特別会計につきましては、1億3,920万円となっています。土地開発公社の事業用地の先行取得を目的に発行した用地先行取得債に係る償還金を計上しております。

続いて、水道事業会計であります。業務の予定量として給水戸数7,780件、年間総配水量230万5,000立米、1日平均給水量6,315立米、年間有収水量208万1,000立米であります。主要な建設改良事業を1億550万9,000円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は4億9,630万8,000円であります。これに対して、水道事業費用では、県営水道の受水費を初め各浄水場などの動力費及び維持管理費、修繕費、有収率向上を図るための漏水調査委託料、そして、建物、構築物、機械装置等の固定資産減価償却費、企業債の支払利息及び職員の人件費などの義務的経費等で、費用総額は4億7,745万6,000円となります。

次に、資本的収支のうち資本的収入については、工事負担金及び企業債を措

置し、収入総額は5,680万7,000円であります。一方、資本的支出については、配水給水設備費、設計に伴う委託料などの建設改良費及び企業債の償還金で、1億2,454万8,000円となります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、6,774万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,384万9,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額389万2,000円にて補てんすることといたしました。

水道水は住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にして豊富で、しかも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活を営めるよう事業の運営を図ってまいります。

以上、平成25年度における主な施策を中心に御説明申し上げましたが、これらの諸施策の推進に当たりましては、十分に意を払い、効率的な執行を心がけたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政事情の中で編成を行いました平成25年度予算につきまして、深い御理解を賜っての御審議をお願いして、原案どおり議決、承認賜りますよう切にお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長

お諮りします。

本案については、あす改めて本会議、新年度予算総括審議を開催しますので、本日の会議は延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

(ブー)

延 会 (午後 4時53分)